

令和7年2月大山市議会定例議会会議録

第8号 3月12日（水曜日）

◎議事日程 第8号 令和7年3月12日午前10時開議

第1 第2号議案から第4号議案まで

及び第8号議案から第26号議案まで

（議案質疑・委員会付託）

- 第1類 第2号議案から第4号議案まで
及び第8号議案から第18号議案まで
- 第2類 第19号議案
- 第3類 第20号議案から第26号議案まで

◎本日の会議に付した案件

日程第1 第2号議案から第4号議案まで

及び第8号議案から第26号議案まで

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼 靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑 竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 長谷川 敦 君 議事課長 大 鹿 真 君
主 査 石 黒 絵 美 君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長 原 欣 伸 君 副 市 長 永 井 恵 三 君
教 育 長 滝 誠 君 経 営 部 長 井 出 修 平 君

市民部長兼防災監	武 内 雅 洋 君	健康福祉部長	高 木 衛 君
子ども・子育て監	小 幡 千 尋 君	都市整備部長	森 川 圭 二 君
都市整備部次長	丸 井 良 修 君	経済環境部長	新 原 達 也 君
教 育 部 長	中 村 達 司 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	経営改善課長	兼 松 光 春 君
総 務 課 長	舟 橋 正 人 君	情報政策課長	上 原 敬 正 君
地域協働課長	中 村 亘 君	多様性社会推進課長	小笠原 健 一 君
防災交通課長	伊 藤 修 君	市 民 課 長	吉 田 高 弘 君
税 務 課 長	百 武 俊 一 君	収 納 課 長	浅 井 徳 夫 君
福 祉 課 長	山 本 直 美 君	障害者支援課長	奥 谷 雪 江 君
高齢者支援課長	前 田 敦 君	保険年金課長	舟 橋 きよみ 君
健康推進課長	水 野 嘉 彦 君	子育て支援課長	青 山 貴 一 君
子育て支援課主幹	中 村 美 和 君	子ども未来課長	上 原 眞由美 君
子ども未来課主幹	伊 藤 真 弓 君	子ども未来課主幹	神 林 宏 之 君
都市計画課長	高 木 誠 太 君	都市計画課主幹	一 柳 佳 誉 君
整 備 課 長	高 橋 秀 成 君	土木管理課長	吉 田 昌 義 君
水 道 課 長	梅 村 幸 男 君	下 水 道 課 長	五十嵐 康 君
環 境 課 長	高 橋 正 直 君	産 業 課 長	山 崎 直 人 君
観 光 課 長	小 池 信 和 君	学校教育課長	西 村 岳 之 君
学校教育課主幹	鈴 木 早 智 君	文化推進課長	大 黒 澄 子 君
スポーツ交流課長	坂 野 隆 幸 君	歴史まちづくり課長	加 藤 憲 夫 君
消防次長兼消防署長	安 藤 和 重 君	消防総務課長	村 山 弘 泰 君
予 防 課 長	中 村 肇 君	出納室長兼会計課長	諫 山 知 真 君
監査事務局長	倉 知 千 明 君		

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 第2号議案から第4号議案まで及び第8号議案から第26号議案まで

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、第2号議案から第4号議案まで及び第8号議案から第26号議案までを一括議題といたします。

昨日に引き続き、第2号議案から第4号議案まで及び第8号議案から第26号議案までに対する質疑を行います。

第2類、第19号議案に対する質疑を行います。

通告順に発言を許可します。

最初に、4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） おはようございます。4番、光清 毅です。私からは、第19号議案、令和7年度犬山市一般会計予算から3件の質疑をさせていただきます。

まず、1件目、全員協議会資料81ページ、予算書では220、221ページになりますが、7款4項1目都市計画推進、これは五郎丸東一丁目地区での新たなまちづくりに関するものです。

そこで、新年度は準備委員会が主体となって、仮同意の取得、発起人会の結成を目指すしていますが、今回の支援業務の具体的な内容はどうなっているか質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質疑にお答えします。

五郎丸東一丁目地区まちづくりについて、令和7年度は主体となる準備委員会が市と連携し、土地区画整理事業で検討していくことへの仮同意取得を行っていくことのほか、まちづくりの初期段階から民間事業者のノウハウを活用するため、事業化検討パートナーの募集の検討を予定しており、委託業務はこの取組の新規事業となります。

業務の具体的な内容としましては、1つは、まちづくり勉強会、もう1つは、まちづくり準備委員会、3つ目は、個別説明会、4つ目として、事業化検討パートナー選定に伴う民間事業者とのヒアリング及び選定基準の策定の支援、5つ目としましては、ニュースレター作成の支援業務が具体的な内容となります。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 再質疑をさせていただきます。

今の中で、仮同意の取得というのは非常に重要になってくると思いますが、この取得に当たっては、市も一緒に動くかどうか、再質疑させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 仮同意の取得につきましては、準備委員会が主体とはなりますが、市は事務局として準備委員会と連携して一緒に進めていく考えであります。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） それでは2件目です。全協資料82ページ、予算書では220、221ページ、同じになりますが、7款4項1目都市計画推進、自転車活用推進計画の策定についてです。

まず1点目としましては、市民アンケートを実施するとしていますが、いつ頃、どのような予定しているか質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 質疑にお答えします。

アンケートにつきましては、対象を市内に住民票を有する中学生以上で1,000名を無作為に抽出し、実施することを考えています。時期につきましては、9月中旬頃に郵送することを予定しています。

また、回答の手段としましては、従来のアンケート用紙によるもの、またはWebでの回答を予定しております。

なお、現在のところ、アンケート内容については今後検討していきますので、現在未定となっております。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） それでは2点目ですが、この計画には、都市環境、健康増進、観光地域まちづくり、安心・安全の内容が盛り込まれる予定であります。これ計画策定後、施策の展開についてどのように考えているか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 質疑にお答えをします。

様々な交通手段がある中、自転車による交通の役割を拡大させ、活用を推進していくために計画策定の中で、自転車の交通量や事故多発箇所など調査を行い、その結果に基づいて、整備候補路線を定めていきます。そして、計画内で定められた道路については、現在のところではありますけれども、矢羽根のペイントによる自転車の通行帯として整備をする考えであります。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） それでは、3件目です。全員協議会資料90ページ、予算書でも230、231ページになります。7款4項6目の公園再整備についてです。

この中では、小公園、具体的には、街区公園とかちびっこ広場等が該当すると思いますが、市内には多くあると思います。街区公園だけでも70前後あったと思いますが、この中でモデルとなる3公園をどのように選定するか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 質疑にお答えします。

公園の再整備として、令和7年度に市内の街区公園、ちびっこ広場のうち3か所をモデルケースとして、それぞれ異なった整備を行い、その整備後の利用状況などを検証する予定であります。

モデルケースとなる公園の選定につきましては、住宅開発で団地内に多数の公園がある団地を3地区選定し、各団地内から1か所の公園を、地元役員などと打合せにより選定し、それぞれ3種類の異なった再整備を計画しております。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 分かりました。

そうしますと、今、再整備という言葉が出ましたが、アンケートの結果に基づき、具体的にどのような再整備をするか質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 質疑にお答えします。

具体的な3種類の整備内容につきましては、子ども向け遊具が充実した子どもの遊び場の公園として、もう1個は、憩いの場所となるようなあずまややベンチを設置し、休憩施設が

充実した公園として、もう1つは、遊具などを設置せず、広場として機能を充実させた公園を整備していく計画です。

◎議長（柴田浩行君） 4番 光清 毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 5番、小川隆広です。私からは第19号議案、令和7年度犬山市一般会計予算から、通告しました要旨7件について質疑をしたいと思います。

まずは1つ目です。歳入歳出予算書の5ページ、全員協議会資料の28、29ページになります。

財政シミュレーションと、今回の歳入歳出の予算の総額の関係ですけども、昨年の夏に財政シミュレーションが示されました。その中身は、今後、非常に厳しい財政状況になっていくというものが示されていたと記憶しています。

一方、歳入歳出予算書を見ますと、今回、309億7,000万円余ということで、大変大きな予算の金額になりました。この金額になった理由についてお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

財政シミュレーション時と当初予算の差についてご説明いたしますと、まず、歳入については、市税が個人・法人ともに上方修正となり、約4億円の増となりました。

また、減債基金や広域ごみ処理施設整備基金、スポーツ振興基金からの繰入れで約3億円を計上することにより、自主財源では約8億7,000万円の増となりました。

一方、犬山南小学校の長寿命化工事の前倒しでの補正対応、フロイデ等の事業費の変動に伴う事業債などで約15億3,000万円の減とするなど、依存財源では約18億円の減となり、歳入全体としては約9億2,000万円の減となりました。全体では減となったものの、自主財源が増えているので、よい傾向ではあります。

歳出では、会議室の音響といった庁舎営繕の見送りをはじめとする事業費の精査、犬山南小学校整備の令和6年度補正予算対応などで、歳出全体で約8億7,000万円の減となりました。全体では減となったものの、歳入の減より歳出が減しきれていないというふうに言えます。

この結果、全体の予算規模は下がりましたが、財源不足額については、財政シミュレーションよりも約5,000万円の増の約15億4,000万円となり、厳しい見通しは変わっていません。ただ、今議会の補正予算において、財政調整基金の積立てを増額補正し、約14億9,000万円の積立てができることになりましたので、財源不足額を賄うことはできましたが、財政調整基金の残額としましては、昨年同時期との比較で約2億1,000万円少なくなりましたので、繰り返しになりますが、財政的には厳しい状況が続いています。

財政シミュレーション時での予算規模は約318億5,000万円でしたが、先ほどの説明のように、歳入歳出の積上げを行った結果、約309億8,000万円の当初予算規模となりました。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。再質疑をさせていただきます。

大変つらいような話になるんですが、この中で公共施設等適正管理推進事業債は活用されていないのかということで、今回、全員協議会資料の29ページを見ますと、市債で16億円、要は地方債が記載されているんですが、そういった中で、先日、橋五子ども未来園の関係で、前の2つの保育園を足しても、今回のほうが延床が広いよということで、これ自体は子どもたちのためによかったと思っています。

ただ、そういった中で、こういった有利ないわゆる地方債というか、こういった中での交付税措置は使われていないのかなということが気になりましたので、財政状況が厳しい中ということで、公共施設等適正管理推進事業債、こういったものが使われていないのか、お伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

財政状況が厳しい折、地方公共団体が、長期的な視点を持って、施設の更新、統廃合、長寿命化などに取り組めるようにするための地方債の種類として、議員おっしゃいました公共施設等適正管理推進事業債があります。

充当率が90%で、元利償還金が普通交付税に算入される有利な地方債となります。この地方債のうち、施設の除却については、令和6年度まで、交付税算入の対象ではありませんでしたが、令和7年度からは除去する施設の土地の価格を控除した額が算入される予定になっています。

令和7年度の当初予算では、この地方債は活用しておらず、歳出予算で橋爪や五郎丸子ども未来園の取壊し工事費を計上していますが、財源としては公共施設等管理基金にて、全額を充当しています。

財政状況により地方債であったり基金を取り崩したりと、そのときの状況によって判断しており、今回は基金を選択したものです。

なお、この地方債には、長寿命化事業というメニューもあり、令和4年度に図書館の外壁改修事業で、4,370万円借り入れた実績があります。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。

それでは、次の要旨に移りたいと思います。

歳入の11款1項1目、歳入歳出予算書の22、23ページになります。特別交付税になります。この中に地方バス路線の運行維持に要する費用が算入されているか伺いたいということで、これ昨年、総務委員会で伺いました。理論上の数字になるということは理解をしております。そういった中で、この特別交付税の2億9,000万円余の中に、この地方バス路線の運行維持に要する費用を算入されているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 質疑にお答えします。

特別交付税の地方バス路線運行維持に要する経費という項目により、わん丸君バスについ

ては、民営バス事業者等補助分として、自治体ライドシェアについては、バス等直接運行費分として算入をされています。

算入方法は、わん丸君バスについては、補助対象路線の市負担分の80%と、単独事業路線に係る市費負担分の80%にさらに財政力指数に応じた補正として0.5を掛けた分の合計となります。

また、自治体ライドシェアについては、市負担分の80%にさらに財政力指数に応じた補正として0.5を掛けたものになります。

令和6年度の事業費で計算しますと、両方合わせて約6,000万円になりますが、この金額は先ほど議員おっしゃったとおり、あくまで特別交付税を算定するための理論値、基本、国に報告する金額になります。特別交付税については、この金額がどのように計算され、犬山市に交付されるか、報告した金額の全額が交付されているのかについては全く示されていないので、あくまで特別交付税算定する上での基礎金額としてご理解ください。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。では次の要旨に移りたいと思います。

歳出の3款1項2目、歳入歳出予算書の118、119ページになります。

こちらのほうに障害者自立支援給付支払等システム改修委託料ということで、805万2,000円が計上をされております。どのようなシステム改修を委託をされるのかお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質疑にお答えします。

障害者自立支援給付支払等システムは、障害者手帳の管理や障害者手当、自立支援医療、障害福祉サービスなど一括管理しているもので、今回のサービス等の支援給付費の支給管理、審査支払いを行う部分のシステム改修となっています。

今回、2つの改修を予定しており、内訳としましては、就労選択支援の創設に伴う改修が391万6,000円、報酬請求システムのサービスコード修正に伴う改修が413万6,000円で、合計805万2,000円となっております。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。再質疑をお願いいたします。

今、この中身について就労選択支援とサービスコードの修正ということでお示しをいただいたんですが、それぞれどのようなものなのか、お伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質疑にお答えします。

就労選択支援は、障害者総合支援法の改正により新たに創設された障害福祉サービスで、令和7年10月からサービスの提供が開始されます。

内容としましては、障害者本人が就労先や働き方について、よりよい選択ができるよう、就労に関する適性や就労に関する意向などを整理し、地域の雇用事例の情報などを提供する

ものです。

次に、サービスコードの修正についてですが、障害福祉サービス等の報酬改定が行われた際に、国から示されたサービスコードに誤りがあったため、改修を行うものです。

訪問系サービスの事業所が報酬請求に使用するサービスコードが、報酬告示の単位数と一部異なっていたため、新たにサービスコードを設定するとともに、それに影響する報酬額の過不足分の精算をシステムで処理できるようにする改修となっております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。今お示しいただいたんですが、再々質疑をお願いいたします。

国のほうでサービスコードの設定の誤りがあったということで、先ほど413万6,000円ということだったのですが、本来これ国がきちんと補填すべきところだというふうに思うんですが、この後どのようなようになっていくのかということが分かれば、お伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再々質疑にお答えします。

国の制度改正に伴い必要となるシステム改修は、各自治体の負担にて実施することになっており、国はこの費用負担に対して必要に応じて助成することになっています。

今回の改修については、国は障害者自立支援給付審査支払等システム事業実施要綱に基づき、システム改修に係る経費を助成しています。

この要綱では、今回のシステム改修に適用される補助率は、国が2分の1となっていて、国の全額負担ではありません。正しく設定されていれば必要なかったため、国の全額負担を望むところですが、システムの維持管理は市の責務であることから、このような負担割合になっていると理解しています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。

それでは、要旨の2点目のほうに移りたいと思います。

障害者自立支援給付について伺いたいということで、同じ118、119ページからです。下のほうになるんですけども、それぞれ自立支援給付費というのが、生活訓練と機能訓練とそれぞれついていて、あと合わせて自立支援医療給付費というものもついていて、それぞれ見比べると、自立訓練給付費のほうが、こちらのほうが昨年と比べると減額になっている。合わせて逆に機能訓練のほうが増額になっています。

あと自立支援医療給付費のほうも、こちらのほうも、こちらはちょっと大きな減額だったと思うんですけど、そういった形で予算が付け変わっているというか、数字が上下している部分について、理由をお伺いしたいというふうに思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 質疑にお答えします。

障害福祉サービスには、自立訓練として生活訓練と機能訓練の2つのメニューがあります。生活訓練は、入浴や排せつ、食事など、日常生活を営むために必要な訓練や、生活などに関する相談や助言、その他必要な支援を行っています。

機能訓練は、理学療法や作業療法など必要なリハビリテーションを行うとともに、生活などに関する相談や助言、その他必要な支援を行っているものです。

令和7年度予算につきましては、双方とも利用者の増減は一定でないことから、令和6年の3月から8月までの6か月間の利用実績の見込みから予算計上した結果となっています。

続きまして、自立支援医療給付費について説明します。

自立支援医療制度は、心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度です。自立支援医療制度には、精神通院医療と更生医療、育成医療の3種類があり、精神通院医療は県、更生医療、育成医療は市で実施しています。

こちらについても同様に、令和6年3月から8月までの利用実績から、見込みで予算計上した結果となっておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。

それでは、次の要旨のほう、質疑したいと思います。歳入歳出予算書の120、121ページ、障害者タクシー料金助成事業についてであります。

こちらのほう、今年度485万5,000円ということで、昨年度が609万9,000円ということで、予算計上額が減っているということで、こちらのほうについてお伺いをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質疑にお答えいたします。

障害者タクシー料金助成事業は、令和3年度までは、自動車税の減免を受けている人は交付対象外としておりますが、令和4年度より対象を拡大しました。

こうしたことから、この対象者拡大に伴い、令和4年度より利用者の増加を見込み、予算を増額してきましたが、例年250万円程度の実績となっていました。令和7年度予算については、令和6年度の実績と、令和7年度からの制度拡大分を含め見込んだ結果、例年実績の約2倍の額でありましたが、当初予算比では120万円ほどの減額となったものです。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。では、次の要旨に移りたいと思います。

歳出の3款1項3目、歳入歳出予算書の124、125ページになります。

要旨の1が、高齢者訪問理髪サービス事業委託料が、昨年と比べると若干減っています。なので、昨今の利用者数と委託状況というのはどういうふうなのかをお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質疑にお答えいたします。

高齢者訪問理髪サービス事業の近年の利用者数などは、令和３年度は登録されている方が24名、利用回数が理容、床屋さんですね、が42回、それから美容が26回で計68回、支出額としては27万2,600円、令和４年度は登録されている方が25名、利用回数としては、理容のほう33回、美容のほう36回、計69回、支出額としては27万1,800円、令和５年度は、登録者数が17名で、回数としては、理容のほう24回、美容のほう38回、計62回、支出額としては24万1,400円、令和６年度は令和７年の１月末現在となりますが、登録者数としては31名の方、回数としては、理容が24回、美容が40回、計64回、支出額としては24万8,800円となります。

委託先については、愛知県理容生活衛生同業組合、江南支部の犬山地区です。それから、愛知県の美容業生活衛生同業組合、この２か所になっています。組合に参加する加盟数店舗としては19店舗、理容のほう10店舗、美容のほう9店舗ある状態です。

なお、減額した理由については、近年の実績を考慮しながら見込みを立てたところ、このような結果となったものです。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎５番（小川隆広君） ありがとうございました。

では、要旨の２点目、ひとり暮らし老人安否確認事業委託料のほうですが、81万1,000円について、こちらのほうについては過去の議事録で、こういった中身かというのは、ひとり暮らしの方に電話をかけていただいて、安否確認していただいているということで理解しております。

ですので、利用者数と委託の状況についてお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） では、ご質疑にお答えします。

ひとり暮らし老人安否確認事業の近年の利用者数は、令和３年度末で16名、令和４年度末で13名、令和５年度末で14名、令和６年度については１月末となりますが、12名です。

委託先としては、犬山市シルバー人材センターとなっています。

利用された方から指定された月曜日、金曜日の午後に、委託先が電話で安否確認を行い、日常的な会話をしながら、孤独感を緩和したり、安否確認をするものとなっております。

電話の不通による緊急対応については、令和６年度については１件もございませんでした。令和３年度から令和５年度までは４件ありましたが、安否確認があるということを忘れて外出してしまったり、電話線が抜けているといったことが原因で、大事に至る内容ではございませんでした。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） ５番 小川隆広議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、10番 玉置幸哉議員。

◎１０番（玉置幸哉君） 10番、玉置幸哉です。私からも第19号議案、令和７年度犬山市一般

会計予算から４点、質疑をしたいと思います。

まず、１点目なのですが、予算全体のことに関わりますので、款項目はありません。予算書６ページ、７ページをご参照いただきながら、進めていきたいと思います。

今、小川隆広議員も、財政シミュレーションから、この予算を見てということでは質疑がありました。私はまず、今回３００億円を超える過去最大の予算だということでありましたが、市民生活としては、物価高騰もあり、非常に苦しい生活を強いられているというふうには認識をしております。

そういった中で、国も地方も、この犬山市も、最大の予算だというふうになっております。その辺の要因について教えていただきたい。答弁については、犬山市のところだけで結構です。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

物価高騰により、委託料や人件費など、様々な経費が全体的に値上がりしており、予算を押し上げる要因の一つになっています。

このような状況の中、市の予算では、実施事業の際など、歳入歳出の積上げの結果とはなりますが、歳出増加の主な要因として、制度的なものでは、自治体情報システムの標準化で約４億１,０００万円の増や、児童手当拡充で約３億３,０００万円の増額などがあり、政策的なものでは、屋内型キッズスペースの整備で約４億７,０００万円の皆増、（仮称）新羽黒保育園整備では約３億１,０００万円の皆増などが挙げられます。

また、人件費、約４億３,０００万円の増や、社会保障費、約６億４,０００万円の増といった義務的経費についても増加しています。

歳入においては、個人、法人ともに、市税が増加していること、財政調整基金からの繰入れの増加や、事業に合わせた積極的な地方債の活用により、過去最大の予算規模になっています。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎１０番（玉置幸哉君） ありがとうございます。やはり人件費の増も結構負担になっているなというところは理解しました。

ここで再質疑です。

予算の項目を見ますと、７ページのほうを見ていただきますと、市債のほうも昨年より３億円増えているというような数字がありますが、地方債が増えている要因は何か、お尋ねします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

年度ごとに起債対象事業は異なりますが、屋内型キッズスペース整備事業として約４億１,０００万円、本庁舎災害対応整備更新事業として約１億円など、令和７年度予算については積極的に地方債を活用したことにより、大きく増となりました。

なお、令和7年度末の市債残高見込みとしては、前年度比で約3億円の減となる約180億5,000万円となります。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） ありがとうございます。ここで再々質疑です。

市民にとっては必要な事業ということで理解はするところではありますが、先ほどもう少し小川議員の質疑でありました、財政調整基金の残高が非常に厳しいと私は思っておりますが、今後の見通しはどうかお尋ねをします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再々質疑にお答えします。

令和6年度末ですが、第8号補正後における財政調整基金の残高は約28億5,000万円です。令和7年度当初予算では、財源調整のための取崩しで、約15億4,000万円のマイナスと、預金利子の積立てで若干のプラスとなり、これらを加味した後の残高は約13億1,000万円となります。昨年と比較すると約2億1,000万円の減少となっています。災害などの緊急的な財政出動に備え、適切な水準と言われる標準財政規模の10%程度の額、本市では15億円でありますけれども、これを若干下回っている状況です。

今後につきましては、厳しい状況は続くと思っており、歳出で事業を精査していくというのはもちろんのことですが、企業立地など、市として自主財源を確保する取組も進めていくことで、長期的には余剰財源を生み出し、基金の残高を増やしていきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） ありがとうございます。2点目にいきたいと思います。

2点目ですが、予算書74、75ページ、2款1項7目地域経済循環創造事業補助金ということで1,000万円、全員協議会資料39ページのほうをご覧くださいと思います。

これは自分としては初めてなのかなと、初めて聞く補助事業ですので、全員協議会資料にも言葉というか文章で少し説明はしてありますが、もう少しかみ砕いて説明をしていただきたいのと、これは新規事業でありますので、補助金制度はいつからあるのか、また犬山市として、これを導入を始めたきっかけは何か、お尋ねします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

地域経済循環創造事業補助金は、国が持続可能な活力ある地域社会の実現に向けて、地域経済の循環促進を目的として推進しているローカル10,000プロジェクトで、国に採択された事業を行う民間事業者に対して、その事業の立ち上げに必要となる。初期投資費用を支援する補助金です。

犬山市でも今後人口減少が見込まれる中、民間事業者などによる新規性があり、意欲的かつ創造的な地域を支える取組を後押ししたいとの思いとともに、国が行う外部有識者の審査の下、採択を受けた事業だからこそ、一定の信用を持って補助交付を行うことができるという判断から、令和7年度より新たな補助の開始を予定しているものです。

なお、国の採択を受けるためには、犬山市が計画書を提出する必要がありますが、採択された際には、犬山市が民間事業者などに交付する額に応じて、国から犬山市に地域経済循環創造事業交付金が交付されます。

この交付金は、平成24年度から始まり、令和6年11月1日現在で全国で535件が採択を受けています。その事例といたしましては、古民家など空き家の有効活用、観光拠点や宿泊施設の整備、地元農林水産物を活用した6次産業化や新商品開発、伝統工芸品などの再生や伝統技術の継承、酒蔵関係の事業などがあります。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） ありがとうございます。平成24年から始まっているということで、結構古いものだったなということは理解しました。

次へ行きます。3つ目です。予算書の94ページ、95ページのほうをご覧いただきたいと思います。

情報システム開発の関係です。全員協議会資料115ページになりますが、毎年多額の予算がついておりまして、昨年が3億円、本年度が7億円ということになっております。

それから、いろんな国から給付金があったりするたびに、そのシステム改修費ということで、何百万円というお金を入れているというところがありますんで、今回の予算で、何が大きく変わってくるのか、今まではどちらかと言ったら、江南市、近隣の市町と、基幹系システムを共同で、なるべくスケールメリットを生かして、なるべく資材を投入しないようにというような動きにもなってきたと思うんですが、それと今回のものについて、市民にとってどちらが有益になるのかなというところをお尋ねしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

本市は、議員が今おっしゃられたとおり、これまで基幹系システムなどICTに関して、江南市とシステムを共同で調達し、費用を抑える取組を進めてきました。

平成30年度の基幹系システムの更新では、ハードウェアの共同調達を行うとともに、さらに次期更新においては業務システムの共同利用を視野に入れて、令和3年度に覚書を締結するなど、連携強化を図ってきたところです。

一方、国は自治体ごとにシステムを構築管理していることで、コロナ禍における給付金対応等のような、全国を対象とした施策への対応が遅れること、人口減少に伴う人材不足に陥ることといった、将来的な問題を解消することを目的として、自治体業務の標準化、共通化について推進しています。

その具体的な取組として、令和3年9月1日に、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を施行し、住民記録、税・福祉などの自治体基幹業務の中の二重業務について、標準仕様に準拠したシステムへの移行を各自治体に行うよう義務づけました。

そのため、自治体同士で共同利用調達を行うのではなく、今後は全国共通で共同利用を行うために構築されたシステムに移行するよう、大きく方針転換されていくことになりました。

なお、今回の予算で計上している標準化の取組では、総務省は今後、自治体が基幹業務が

標準仕様に準拠することでデータ連携がスムーズになるであるとか、将来的には引っ越し時の住民情報の引き継ぎが迅速になるであるとか、転出届・転入届の手続が簡素化される可能性が出てくるであるとか、災害時の被災者支援などで迅速な情報共有が可能となることが考えられるなど、そういった市民サービスの提供が向上すると示しています。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 国が進めたシステム改修と、今までのクラウドのところとは全然ちよつと違うところから動き出してるということは理解はします。

次です。予算書の206、207ページ、6款2項2目、全員協議会資料49ページです。

「多言語対応の充実を図ります」ということで、以前、私もこの内容について提案をしており、そのときは今後、検討していくということであったので、その後、今回導入に当たり、どういった経緯でやっていくのか。

私、あのときはタブレットを使って、同時通訳をというようなものだったと思うんですけど、今回ののは電話だということでありますので、このシステムの説明をお願いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えします。

多言語窓口電話通訳業務は、令和3年9月議会の一般質問で玉置議員からご提案のありました、外国人市民と窓口職員と通訳の三者間でのタブレットを用いたテレビ電話通訳とは若干異なりますが、タブレットを用いず、通話のみの電話で実現するものです。

まず初めに、導入に至った経緯としましては、令和3年度に窓口通訳としてポルトガル語の通訳1名、令和4年度にはスペイン語の窓口通訳を1名配置しました。

また、コミュニティ通訳につきましても、令和3年度にスペイン語1名、英語4名、令和4年度にスペイン語1名、英語1名、中国語4名、令和5年度にスペイン語2名、英語1名、ベトナム語1名の方に登録をいただき、多言語についての体制強化を図ってきました。

しかしながら、令和6年度にはポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語の通訳登録は応募いただいたものの、登録に至った方がおらず、課題としていたベトナム語とタガログ語の通訳登録は、4年間でたった1名のみとなっています。この2言語のコミュニティ通訳確保は、これからも容易ではない状況と考えています。

こうしたことから、事前に多言語で作成した文書等の活用や、翻訳アプリの活用なども合わせて行いながら、多言語対応について検討を続けてきました。

その結果、先ほどもご説明しましたが、議員ご提案のタブレットを用いたテレビ電話通訳とは若干異なりますが、費用面や課題であった即時の対応などを考慮し、電話のみでの通訳システム導入に至りました。

次に、システムの概要につきましましては、諏訪議員の一般質問でもお答えしましたが、1つ目として、外国人市民が窓口に来庁した際の市窓口担当とコールセンター通訳との2地点三者間通訳、2つ目に、外国人市民が市に電話で問合せなどをする際の市窓口担当とコールセンター通訳との3地点三者間通訳、3つ目に、市窓口担当が外国人市民に対して電話をかけ

る際の外国人市民とコールセンター通訳との3地点三者間通訳となります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 10番 玉置幸哉議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番、増田修治です。私からは第19号議案、令和7年度犬山市一般会計予算につきまして、3件お伺いさせていただきます。

まず1件目、全員協議会資料の66ページ、議案は134、135ページになりますけども、3款2項1目屋内型キッズスペース整備についてです。

まず、1点目です。こちら誰もが遊べるインクルーシブなキッズスペースを想定しているのかということなのですが、今回、私も一般質問でインクルーシブ遊具ということでお話しさせていただきましたが、こちら、障害者の方とか、そういった方々の利用も見込まれる中、こういったインクルーシブという発想は必要になってくると思います。

それで、お伺いさせていただきます。このインクルーシブなキッズスペースを想定しているのか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質疑にお答えします。

設計施工業務及び管理運営業務の実施事業者を公募型プロポーザルで募集するに当たり、市の考えるキッズスペースの内容を要求水準書として公開しております。その中で今回整理するキッズスペースは、ユニバーサルデザインとし、障害の有無や特性にかかわらず、誰もが利用しやすいように配慮することを求めているところです。

詳細な整備内容については、事業者の決定を契約を締結した以降に、市と事業者との協議等を経て決定することになりますが、障害や特性を持った子どもを排除することなく、誰もが遊べるキッズスペースを実現したいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。こういったキッズスペースを整備していただければと思います。

それでは、2点目です。今回、こういったキッズスペースを造る場合、市内の方に限らず、市外の方もお見えになると思うんですが、そういった方々の利用も想定しているのか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質疑にお答えします。

屋内型キッズスペースの利用は、市内の方に限定するものではありませんが、市民の方が利用しやすく、何度も利用していただけるような仕組みにしたいと考えています。例えば今回整備する屋内型キッズスペースでは、利用料を徴収することを予定しておりますが、公募型プロポーザルの実施に当たり、公表した要求水準書の中には、市が考える料金案として、市内と市外で2倍の金額差をつけることを示しています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。利用料も取るということなんですが、3点目、今回、無料を想定しているのかという書き方ですが、どれぐらいの費用感で想定しているのかお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質疑にお答えします。

先ほど答弁しましたとおり、市民にとって利用しやすくなるような料金設定を考えております。

利用料金は、事業者からの提案を受けて最終的に決定することになりますが、市の考えでは、ゼロ歳から2歳までの乳幼児は、一律無料とすることを想定しています。また、3歳以上の子どもと大人については、平日の場合、市内の方は300円、市外の方は600円とし、休日の場合、市内の方は500円、市外の方は1,000円と2倍の金額差をつけることを想定しております。

また、障害者については、平日の場合、市内の方は100円、市外の方は300円とし、休日ではそれぞれ200円と500円とする想定になっております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。多くの方にご利用いただければと思います。

それでは、2件目ですね、議案の250、251ページ、258、259ページ、9款2項1目と9款3項1目になります。小中学校の給食費です。

こちら食材の高騰が今もなお続いておりまして、昨年は食材の高騰があったということで、給食費の改定を行っております。今回、高騰を加味した予算を組んでいるのか、また価格改定等は必要ないのか質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

令和6年4月より、食材価格の上昇のため、小学校30円、中学校40円増額し、現在の小中学校の1食当たりの給食費は、小学校が320円、中学校が380円となっており、現時点では来年度もこの価格で給食を提供していく想定で、予算の積算を行ったところです。

しかし、現在も米や牛乳、野菜の価格が高騰し続けているところであり、来年度中の価格見直しについて想定しておく必要はあると考えています。

引き続き、現在の給食費で栄養価を充足させた上で提供できるか、献立の工夫や物資の調達方法の見直しによって、給食費の維持の努力を行いながら、食材の価格推移を注視してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。なるべく安価で提供できるように続けていた

できればと思います。

続きまして、3件目です。こちら全員協議会資料の6、7ページも含めてという形になるんですが、71ページと、6、7ページ、議案の246、247ページになります。

昨日、第2号議案でお伺いさせていただいたところとちょっとかぶってくる部分があるんですが、まず1点目ですね、訪問看護ステーションの建物の改修を今回行うということでありますが、しばらく使っていない建物ということもありますので、空調等もしばらく使っていないと不具合が起きたり、かびが発生したり等もあります。そういった室内の環境等も含めて、この空調など、そういったところは大丈夫なのか質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

わいわいで使用します旧訪問看護ステーションは、平成13年3月に建築された建物で、電気設備や水道設備など一通り整っています。活動場所となる3つの部屋、いずれにも空調設備は設置しており、使用可能であることは確認しています。

建物の改修を予定していますが、これは床の修繕や壁クロスの貼り換え、照明のLED化などを指しており、躯体そのものを補強したり、ライフラインを整備したりするような大がかりな工事は想定していません。現状の設備を生かしつつ、子どもが過ごすことを見越して、必要な環境整備を進めてまいりたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。こういった空調をしばらく使っていないと不具合等も発生してくることがありますので、ぜひとも利用前にはテスト等をしてしっかり使えるようにしていただければと思います。

それでは、2点目です。実際私もこういった議案が上がってきましたので、建物を見させていただいたところ、外周ですね。外壁とかといとも結構傷んでいるように見受けられました。

予防保全とか、そういった観点も含めて、こういったところの改修もしていく必要があるのかなというふうに私は見受けられましたが、今回は内装改修のみの対応という形なのか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

令和6年4月まで使用していた建物であり、使用に当たって支障がないことを以前の所管課に確認しております。そのため、用途を変更するに当たり、今回必要な内装工事のみの対応としています。

◎議長（柴田浩行君） 3番 増田修治議員の通告による質疑は終わりました。

お諮りいたします。議案質疑の途中ですが、午前11時まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午前11時まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

再 開

午前11時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第2類の議案質疑を続行いたします。

続いて、9番 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 9番、畑 竜介です。私からも第19号議案、令和7年度犬山市一般会計予算から2件お伺いいたします。

1件目です。議案書の74、75ページ、全員協議会資料39ページ、2款1項7目地域経済循環創造事業補助金1,000万円についてです。

先ほど玉置議員からも質疑ありましたが、こちらの1,000万円について、まず、内示書に補助率50%というふうにありましたが、残りは一般財源ということによろしいかということと、件数も1件と書いてありますけれども、これ複数の応募があった場合はどういうふうに対応するのか、まずはその点についてお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

玉置議員の質疑でもお答えしましたとおり、この地域経済循環創造事業補助金は、国が進めるローカル10,000プロジェクトで採択された民間事業などが、市内で新たに開始する事業の初期投資費用を支援するもので、犬山市が民間事業者などに交付する額に応じて、国から犬山市に地域経済循環創造事業交付金が交付されます。

この交付金の交付率は、原則2分の1となりますので、市が交付する補助金の2分の1は一般財源で負担することとなります。

なお、デジタル技術の活用、脱炭素、地域の女性や若者の活躍は、重点支援項目とされており、これらのテーマに関連する事業の場合には、国からの交付率が4分の3となります。

補助対象の候補となる事業は公募し、国への申請に当たっては、副市長をトップとする庁内組織において、提案事業が犬山市の実情を踏まえた事業であり、ローカル10,000プロジェクトの事業として適格性を有しているか審査する予定です。

1自治体当たりの申請件数に制限はなく、適当と判断した事業は全て国への申請を予定しているため、市から補助金を交付する件数も1件とは限りません。そのため、複数の申請となった場合は、事業内容や審査結果に応じて、この予算の1,000万円を各事業に配分する予定です。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 分かりました。

再質疑します。

1,000万円は上限ということで、例えば多くの金額の事業が幾つかあったとしても、補正を組んだり、そういうことはする予定はないということによろしいですか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

現状ではこの予算1,000万円を上限として考えておりますので、今のところ、その増額する予定はございません。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 分かりました。

もう1点、今回のこの総務省の補助金だと思うんですけど、ほかの自治体の対応状況を見ますと、結構、対応してる課はいろんな課が対応してるんですね。事業の内容から見ると、産業課とかでもいいのかなと思ったんですが、当市が今回この企画広報課で受け持つとか、実施する、そういった理由について伺いいたします。再々質疑です。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再々質疑にお答えします。

ローカル10,000プロジェクトは、地域経済の循環促進を目的とした施策ですが、それは持続可能な活力ある地域社会の実現を目指すための施策です。そのため本市では、総合企画調整を担当する企画広報課が所管しますが、先ほど申しあげました全庁的な体制をもって事業の審査を行うことで、産業面だけでなく全ての部課と連携を図って進めていく予定です。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。理解しました。

続いて、2点目です。議案書152ページ、153ページ、全員協議会資料59ページです。

3款3項1目生活困窮者自立相談支援事業委託費について伺いいたします。

今回、こちら、社会福祉協議会への委託費が、今年度は2,000万円程度だったと思うんですけども、今回、予算拡充ということで、住まいの相談員ということが書いてありますけども、この増えた分というのは、この住まいの相談員の方の人件費というような見方でよろしいのか、まず伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） それでは、質疑にお答えします。

令和7年4月から、生活困窮者自立支援法が改正となりまして、生活困窮者に対する相談支援事業に、住まいの方に対応する住まいの相談員の設置が求められることになりました。ですから、議員お見込みのとおり、1名分の人件費相当額を増額したものです。

また、この費用については、おおむね4分の3が国庫、国の交付金対象となります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。

今回、住まいの相談員の方の人件費ということですが、この相談員という人物ですね、どういった方を想定しているのか。また、業務に従事するの資格等が必要なのか、再質疑で伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質疑にお答えします。

法に基づきまして、住まいの課題を抱えた生活困窮者の相談を包括的に対応するもので、アセスメントプランを策定し、対象者のフォローアップを行う、生活困窮者の受入れに理解のある大家さん、不動産業者の情報収集や情報提供を行うものです。

具体的には住宅確保給付金の申請の支援や、県営住宅や生活保護の基準程度で入居できる物件などの情報提供、保証人不要で進める賃貸住宅の情報収集などを相談員の方の業務として想定をしております。

それらに求める資格なのですが、厚生労働省が実施する養成研修及び県が実施する生活困窮者自立支援制度人材養成研修の修了、もしくはその見込みのあるものを条件とする予定としております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 9番 畑 竜介議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 8番、小川清美でございます。第19号議案、令和7年度一般会計予算について、5件、質疑をさせていただきます。

1件目です。予算書95ページ、歳出2款1項12目情報システム開発委託料7億992万円から2点、伺いをいたします。全員協議会資料では46ページと115ページになります。

1点目です。システム開発費として多額の予算が計上されております。先ほど玉置議員の質疑の中でもありましたが、二重業務について、今回は移行するというようなことでございました。

そこで、お聞きしますが、この先、こうしたシステム移行は予定されているのか。また今回の移行によって、どれくらいのランニングコストが削減されるのかお尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

今回のシステム開発費の主なものは、国が示している令和7年度末までに、基幹系情報システムのガバメントクラウドと標準準拠システムへの移行の実施に伴うものです。先ほど玉置議員のご質疑でお答えさせていただきましたが、今回の移行に関しては、国が令和3年9月1日に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を施行し、住民記録などの自治体基幹系業務の中の20業務について、標準仕様に準拠したシステムへの移行を各自治体で行うよう義務づけたことによります。

今後につきましては、少子・高齢化自治体事務の効率化がさらに求められることが想定されるため、今回の標準化対象である20業務以外の範囲を国が示すことにより、さらに広がる可能性がないとは言えません。

また、今回の標準化対応により、庁舎内で稼働しているシステムをガバメントクラウドへ移行するため、ガバメントクラウドの利用料、通信回線料、ガバメントクラウド運用管理に係る費用など、現行では必要のない経費が増額となっています。

標準化対応後の経常経費については、犬山市だけでなく、全国ほとんどの自治体も同様に現行システムを上回るものと認識しており、西尾張ブロック9市市長会からも、愛知県市長会を通して、運用経費増加額を確実に反映した財政支援を行うよう、国に要望しているところです。

なお、令和7年度の地方財政措置として、標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの利用料と関連する費用については、所要額を一般行政経費に計上し、普通交付税において、ガバメントクラウドへの移行状況に応じた措置が講じられる見込みです。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございます。

続いて、2点目です。全員協議会資料115ページによれば、7億992万円には、機関間テスト対応として231万円が含まれるということでございますが、内容はどのようなものか、そして、この231万円を本体委託料に含めない理由をお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

情報提供ネットワーク機関間テスト対応委託料の231万円は、国が整備する特定個人情報を取り扱う専用のネットワークシステム、いわゆる情報提供ネットワークシステムのシステム更新に伴い、適切に新システムへ切り替えが行われたか確認するための、他市町村との連携テストの実施に係る費用となっています。

また、基幹系システム標準化対応に含めない理由としましては、この情報提供ネットワークシステムの更新は、標準準拠システムへの移行とは別のものであり、標準化対応の補助対象にならないとされているため、項目を分けています。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございます。

2件目でございます。全員協議会資料の50ページ及び121ページ、予算書では208、209ページ、6款2項3目国際交流村撤去設計業務委託料1,401万4,000円ということでございますが、令和8年度末までの土地返還に伴う事前作業ということでございますが、全員協議会資料の50ページの事業の内容として、原形復旧の方法について、安全上の問題がある可能性があることから、必要な測量と設計を行うということでございます。これについてももう少し具体的な説明をお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えします。

国際交流村の一部は砂防指定地の区域になっています。国際交流村の撤去工事では、土地の掘削や切土などの土地の形状を変更する行為を行うことになるため、県知事の許可を受ける必要があります。

具体的には、国際交流村入り口広場から犬山国際ユースホテル方向に続くプロムナードと言われる石の階段部分が砂防指定地内に位置しており、土地の形状が谷状で、水の流れ道となっていることから、撤去後に土砂の流出が発生する可能性があります。そのため、プロムナード部分を中心に、施設全体について今後の解体に向け、安全な方法で原形復旧を行うための測量と設計を行います。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございます。理解いたしました。

3件目でございます。戸籍に振り仮名設定する事業から質疑をいたします。全員協議会資料では53ページと125ページ、予算書では102ページ、103ページで、2款3項1目戸籍住民基本台帳費となります。

要旨は2点ございますが、一括でお聞きしますので、よろしく願いをいたします。

戸籍仮名記載支援業務委託料として、窓口電話対応業務434万5,000円が計上されています。今年の7月頃、住民等へはがきが届き、誤っていけば、届出に基づき修正するというところで、こうした問合せなどに電話で対応するということだと思います。

そこで、1点目として、委託期間をどれくらい想定して、また何人くらいを委託で雇用される予定なのか。

2点目として、そもそもこの振り仮名にどれくらいの誤りが発生すると見込んでいらっしゃるのか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

まず初めに、戸籍の振り仮名記載についてご説明をします。

令和7年5月26日、改正戸籍法が施行となり、本籍地の市区町村が戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名の通知を発送します。

市民の皆様は、通知された振り仮名を確認し、誤っている場合は、窓口や郵送またはマイナポータルにより届出をしていただく必要があります。

正しい場合は届出をする必要はなく、施行日の1年後、令和8年5月26日以降に通知の振り仮名を戸籍に記載します。

犬山市では、7月頃に通知書の発送を予定していますので、その後に窓口や電話での問合せが集中することが予想されるところです。

そのため、ご質問の1点目の戸籍仮名記載支援業務の委託期間は、令和7年8月から9月頃までを想定しています。

また、業務の内容及び雇用想定人数については、届出書の受領、確認、窓口での問合せ対

応を2名、電話での問合せ対応を2名予定しております。

続きまして、2点目のご質問の誤りの発生見込み数については、法務省が今年2月に行った戸籍情報連携システムに登録されているデータからサンプル抽出をして実施した調査によると、名字が0.4%、名が2%程度という結果でした。

この割合を、本市に当てはめ、令和6年3月31日現在の数値から試算すると、戸籍数2万9,202の0.4%で116件、本籍数7万1,991の2%で1,439、合計1,555件となります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございました。

4件目に移ります。予算書242ページ、243ページ、8款1項5目通信共同運用事業費、全員協議会資料では57ページと130ページです。

尾張中北指令センター通信指令設備更新として、その負担金1億2,109万円が計上されています。119番通報に関して、近隣の6消防本部での共同運用事業ということでございますが、指令センター全体に係る更新事業費の額は幾らで、犬山市分の算出根拠はどんなふうになっているのかということをお聞きしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

◎消防長（大澤 満君） ご質疑にお答えをします。

尾張中北消防指令センターの設備更新は、センター運用開始後10年目の規模の大きな機器の更新を行うものでございます。更新の概要といたしまして、高機能指令設備関係といたしまして、センターの指令台、指令制御装置、非常用指令設備、無停電電源装置などの機器、あとデジタル無線の関係として、無線回線制御装置、あと犬山市、小牧市、西春日井の消防本部にございます無線の中継局の直流電源装置など複数の機器、これらの全体で使用するものにつきましては、6つの消防本部で共通経費として一定割合を持って負担するものになっております。

このほかには、個々の消防本部が全額費用負担をしなければならないものとして、各署所の指令放送設備、あと各車両の車両運用管理装置を更新するものとなっております。このほか通常の需用費や保守点検に係る費用もあり、結果、高額となっているものでございます。

お尋ねの総事業費といたしましては、10億4,948万3,000円でございます。共通経費の合計としましては、約6億7,361万7,000円、単独経費の合計は3億7,586万5,000円となっております。

共通経費の負担割合は人口割としております。前年4月1日の人口で割るルールになっておりまして、今回は令和6年4月1日現在の人口数ということでございまして、分母となります県域の人口は59万6,454人、当市は7万1,521人でございまして、負担割合はおおむね12%となっております。

当市の負担金の算出根拠ということですが、共通経費といたしまして8,077万4,000円、当市が単独で負担しなければならないものの額として4,027万6,000円、あと電気代の電気使用料負担金を合わせまして1億2,109万円となっております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございます。

5件目、最後でございます。予算書306ページ、307ページ、9款6項3目体育施設費、全員協議会資料では78ページと159ページのエナジーサポートアリーナのメインフロア補修工事請負費1,639万円について質疑をいたします。

メインアリーナの床は、施設完了後しばらくたって不具合があったため、修繕工事が行われています。このときは施工上の瑕疵ということで、施工者の負担により部分改修された経緯があります。全員協議会資料によれば、傷みが激しい場所のフローリング張替えと全面塗装とあります。

通告書には記述はしていませんが、工事内容を簡単にご説明していただいた上で、過去の経緯や課題がどう生かされているのか、あるいはどう生かそうとしているのかお聞きをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

今回の改修工事については、移動式バスケットゴールの設置場所など、経年劣化による傷みが特に激しい箇所約150平米について、下地補強を行った上で、フローリングを張り替えをします。加えて、フロア全面1,662平米について、ウレタン塗装の塗り直しを行うものです。

工事の実施に当たっては、請負者が決定しましたら、議員ご指摘の過去の経緯等について情報共有した上で、フローリング材やウレタン塗料など使用される製品について厳格に確認するとともに、工事の施工についてしっかりと管理監督を行い、施工不良が発生しないよう、適切に工事を実施してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 8番 小川清美議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 14番、沼 靖子です。私からは、第19号議案、令和7年度犬山市一般会計予算から3件の質疑をさせていただきます。

まず初めに、歳出2款1項8目、全員協議会資料は48ページでございます。議案は、84、85ページです。

市民交流センター管理につきまして、過去のアンケート調査や利用者からの意見は、今回の計画に反映される予定はあるのかということでございます。

今回、丸山地区の保養施設サンパークの閉鎖もありまして、フロイデの利用についての声を聞いておりますところ、こういう質疑をさせていただきます。計画に反映される予定はあるのか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

ご質疑の改修工事実施設計委託料は、大沢議員の一般質問での答弁のとおり、パネル落下後に行った建物老朽化調査、構造体耐久性調査の結果に基づく改修工事を対象としています。特に今回の工事では、落下したパネルやタイルなどの外壁部分をはじめ、屋根部分の補強改修を中心に行うため、過去のアンケート調査の結果や、新たに利用者の意見をお伺いすることは予定をしておりません。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 了解いたしました。

では、2点目の質疑に参ります。

新規事業で、歳出3款2項1目、全員協議会資料は65ページでございます。議案書134、135ページ。こちら子育て世帯訪問支援事業委託料ということで、現在行われている、ホームページを開くとベビワンの子育て訪問事業があります。こちらの新規で今回行われる予定の新規事業、子育て世帯訪問支援事業委託料、どちらも家庭訪問型ということでお見受けしましたが、それぞれの役割や目的の違いは何か、その違いをどう市民の方に説明し、周知していけるかについて質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質疑にお答えします。

ベビワンは母子保健法に基づく事業で、子どもが産まれた全ての家庭を対象としています。生後4か月までの間に、状況に応じて、主任児童委員や保健師、助産師が訪問し、子育てや地域の情報などについて相談対応を行うほか、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげることを目的とする事業です。

一方、新たに実施する子育て世帯訪問支援事業は、児童福祉法に規定する事業で、その対象を、家事や子育てなどに不安や負担などを抱える子育て家庭などとしています。

事業の利用を希望し、市が必要と判断した家庭を支援員が訪問して、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育てなどの支援をすることにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。

ベビワンでは、対象児童を新生児に限定し、出生後の養育環境を整えることに主眼を置いているのに対し、新規事業では、現に養育環境が整っていないと思われる家庭の環境改善に主眼を置いているといった違いがあります。

いずれも虐待などのリスクを抑制し、子どもにとって適切な育ちの環境を与えることを目的とする点では同じとなります。

次に、事業周知の方法ですが、乳幼児健診や予防接種の機会、こども家庭センターや子育て支援センターなどでの相談対応の機会などで事業を案内することや、既に市が認知している支援が必要な家庭などに対して、直接案内をすることを考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。再質疑いたします。

こちら、ベビワンとこの新規事業についての違いは理解いたしましたが、今の質疑の答弁に対して、希望した方を訪問するというので、今回の新規事業、家事や育児に不安や負担を抱える家庭が対象ということで、全員協議会資料にはお示しがありますが、こちらちょっとハードルが上がるんじゃないかなという懸念がございます。

例えば、申請を必要としているにもかかわらず、申請に至らなかったり、取り残されてしまう、やっぱり希望申請してということの後の訪問となると、取り残されてしまうような可能性も懸念事項、懸念材料としてあるんですが、そういう支援の届きにくい家庭へのアプローチについて、何かお考えがあるのか伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質疑にお答えします。

この子育て世帯訪問支援事業のほかにも、養育支援訪問事業と従来のもありますので、それだけでなく、ほかのところを紹介したりということで、取りこぼさないようにはしていきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 再々質疑いたします。

ほかの事業を紹介するということにまず至るまでのこの接触ができるかできないかというところ、先ほど希望してから訪問という段階を踏むというふうにお示しいただいたので、その示してほしいというふうに、相談に来られた方はまだ大丈夫というか、そういうふうに私は理解しておるんですが、そうならない、支援が届きづらい家庭の接触というところについてのお考えをお伺いしたいということでお願いします。再々質疑です。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再々質疑にお答えします。

私、先ほど紹介してと申し上げましたけれども、ちょっと訂正させてください。こちらでピックアップして、声をかけていくというのが、養育支援訪問事業です。なので、届きにくい家庭、3歳児健診とか保健センターの事業とかで必要だと思った方に、こちらからアプローチしていくという形ですので、そこは訂正させてください。

そうですね、子育て世帯訪問支援事業につきましては、申請をしていただいてという形になるんですけども、ほかにこちらからアプローチするというのも、養育支援訪問としてありますので、それを利用して、それを活用していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員、理解できましたか。いいですか。答弁が訂正されましたので、要はこちらからアプローチかけていくよということになりましたので、今まで質疑していた前提が崩れましたので、もう一度確認することがあれば、もう一度質疑していただいても結構ですけれども、よろしいですか。

じゃあ、次に進んでください。

沼議員。

◎ 14 番（沼 靖子君） 3 件目の質疑に参ります。

こちら全員協議会資料62ページ、歳出、4 款 1 項 4 目、議案書は162ページ、163ページです。带状疱疹ワクチン接種助成事業費ということで、こちら4 点にわたって私、通告いたしました、一括で質疑させていただきます。よろしくお願いします。

まずこちら、今まで若干高額でなかなか接種が受けられない方の声なども伺っていましたが、今回定期接種ということで、まず1 点目、定期接種の対象者、そしてその接種のスケジュールについてお伺いしたいことと、あと生ワクチンと不活化ワクチンというものと、そちらの違いについてお示しいただきたいということ。

3 点目について、接種に係る、定期接種の方に係る自己負担額は幾らぐらいかということ。

あと、この4 点目、市民への周知や案内はどのように行っていくかについて、お伺いいたします。質疑します。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） それでは、質疑にお答えします。

犬山市では、带状疱疹ワクチンの助成を令和5 年6 月から実施しています。令和7 年度からは、予防接種法に基づく定期接種に位置づけられます。定期接種の対象は、その年度に65 歳となる方、5 年間の経過措置として、その年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳と5歳刻みですね、こちらになられる方、また令和7 年度のみ対応として、100歳以上の方、全てがこの定期接種の対象となるものです。

対象者の方には、4 月上旬に個別に予診票を送付します。各医療機関で該当する年度内に接種を完了をしていただく必要があります。

続きまして、生ワクチンと不活化ワクチンの違いについてです。

生ワクチンは弱毒性の水痘ウイルスから生成されるもので、接種は1 回で完了します。不活化ワクチンは、ウイルス表面のたんぱくを抗原としたワクチンで、2 回の接種が必要となります。

国の資料によりますと、予防効果に違いがありまして、接種後1 年の効果としては、生ワクチンが6 割程度、不活化ワクチンは9 割以上の効果があるということです。接種後5 年の効果としては、生ワクチンが4 割程度、不活化ワクチンについては9 割程度の効果が認められているとのことです。

続きまして、接種に係る自己負担額についてです。接種に係る自己負担としては、生ワクチンが2,500円、不活化ワクチンは2 回接種が必要となりますので、1 回が6,500円で、2 回で1 万3,000円となります。

それから、自己負担額の決定方法なんですけども、インフルエンザや高齢者肺炎球菌などの負担割合を参考とし、接種費用の3 割程度として算出のほうを行いました。

なお、これは尾北医師会管内の2 市2 町で統一した金額となっております。

ただし、市民税非課税ですとか、生活保護の世帯の方については、自己負担が免除されます。しかし、保健センターでの事前手続きが必ず必要となりますので、その手続きを踏んでいた上で無料の接種となります。

4点目の市民への案内、周知はどのように行うかということですが、先ほど個別の方に対しては、予診票を4月上旬頃に送付する予定をしております。広報のほうについては、4月号にて周知のほうを行う予定をしております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 接種の方のスケジュールなど、対象者も確認できました。

こちら再質疑させていただきますが、継続してほかの年代層の方も受けられる予定があるのか伺います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） では、再質疑にお答えいたします。

先ほどお答えさせていただいたとおり、資料は令和5年6月から50歳以上の方を対象に任意接種の助成を行っております。

この制度は定期接種の対象年齢65歳と異なることから、制度は並行して実施していく予定となります。

このため定期接種の対象でない方は、50歳以上の方であれば、市の助成制度を活用して接種することはできます。ただし、本人の負担する額が定期接種よりも助成制度のほうが高額となります。また、任意接種のため、接種によって健康被害が生じたときは、独立行政法人の医薬品医療機器総合機構が運営している医薬品副作用救済制度の対象とはなりますが、予防接種法に規定する救済制度の対象とはならないことなどがありますので、どちらで接種されるかは各個人で判断していただくことになります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 14番 沼 靖子議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からも第19号議案、令和7年度犬山市一般会計予算から4点、質疑をさせていただきます。

1点目は、全員協議会資料66ページ、予算書の134、135ページで、歳出の3款2項1目屋内型キッズスペースの整備についてです。

先ほども増田議員の質疑を聞いておりまして、遊具に対する問題や、そして利用に当たって、利用料のことが示されまして、様々な意味で私は非常に驚いております。

①として、整備工事費の請負費というのが、4億2,360万円ということなんですけれども、多くの市民の方から、子どものもちろんこういった遊び場はとても大切なんですけれども、何でこんなにお金がかかるの、あるいはかけるのという、いろいろ疑問ですとか、そういったお声を聞いております。

前回も私はこの点については、質疑しているんですけれども、確認の意味で、この4億2,360万円の積算根拠についてお示しいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質疑にお答えします。

11月議会の岡村議員の議案質疑でも同様の答弁をさせていただきましたが、金額は近隣施設の整備実績や遊具等の費用の調査結果を基に、平米単価を算出して積算しております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） これは民間の活力ということで、プロポーザルを実施していると思います。選定結果が一応3月の中旬、それで、その仮契約についても、その後3月の下旬ということで、その後、議会のほうには4月の中旬の議決という予定で、指定管理者の指定については6月ということが予定されていますので、まさに今、進めているなというところですが、今、今の答弁で、近隣市町のそういった施設を参考にということですが、具体的にどこを参考に算出されたのか質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質疑にお答えいたします。

工事費の参考とさせていただきましたのは、令和3年3月にオープンした小牧市の「こまきこどもみらい館」、令和5年4月にオープンした岐阜市の「柳ヶ瀬子育て支援施設ツナグテ」、令和3年3月にオープンした各務原の民間施設「遊び創造labo」などとなります。

このほかに、こまきこども未来館では、デジタルコンテンツ作成費についても参考とさせていただいています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） そういった状況ということで理解をいたしました。

②の設計、工事の内容とスケジュールについてということです。

今のお話でも、それからこれからの予定を鑑みても、様々な条件が整ってから設計やそして工事に入っていくというふうに思われますけれども、現在の段階でこの設計、そして工事のスケジュールはどのようにお考えか、お示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質疑にお答えいたします。

整備スケジュールについては、3月下旬までに事業者と仮契約を締結した後、4月の臨時議会で本契約として議決いただければ、令和7年4月から8月末までを設計業務期間、同年9月から令和8年2月末までを施工業務期間として設定しております。

ただし、受注事業者から期間短縮の提案などがあった場合は、見直すこともございます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 再質疑させていただきます。

工事の内容についてなんですけれども、ヨシヅヤの2階の1,500平米の改修ということなんですけれども、ヨシヅヤ自体がある程度、建物自体が老朽化していたりとか、それからヨ

シヅヤの建物の空調システムとか、その問題、それから、新たにやはり子どもたちのためにトイレなど必要だというふうに思われているわけですが、そういったヨシヅヤとの兼ね合いとの工事を、どの範囲にしていくのか、今の時点でお答えいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質疑にお答えします。

設計と工事の内容は、受注事業者との契約締結後、詳細協議を進め確定するものです。

なお、市の考える整備内容などを要求水準書として公表しております。要求水準書では、シンボルとなる遊具、飲食スペース、トイレや授乳室、相談スペースといった機能や設備については設置を求めています。遊び場を具体的にこのようにしてくださいと明示しているものではありません。

市がコンセプトとする、「走る・触れる・考える」を具現化するための提案を求めるものです。そのため、天井や壁、床といった内装の仕上げや空調などについては、整備事業者とし、そして、民間商業施設内に整備する施設であることから、商業施設ヨシヅヤとも協議の上、決定するものとなります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） では、2件目に移ります。

全員協議会資料の68ページ、予算書は144、145ページの歳出3款2項3目の犬山西児童クラブの移転についてです。

各児童クラブは、小学校のほうに移転をずっとしているわけですが、この全員協議会資料の写真を見ますと、広さは結構あるんですけども、やっぱりがらんとしていて、くつろぐ雰囲気とか、そういったことはあまり感じられないわけですね。ですから、そういった小学校内のそういった空間を子どもたちがゆっくりとくつろぐ、そういった環境整備、それから、2つのクラブを一緒に過ごせるようにということで、広さもかなり必要になってくると思いますけれども、こういった木造校舎の余裕スペースの環境整備をどのように行っていくのか。それから、2つのクラブの定員を一応お示しいただきたいと思います。また、他の教室との利用の関わり合いなど、全体的にどんな感じになるのかお示しいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質疑にお答えします。

今回の整備では、実施場所となる全てに空調機器を設置し、夏場でも冬場でも快適に安心して利用できる環境を整えます。

実施場所の装飾や実際の使用方法については、子どもたちにとって放課後の居心地よい空間となるよう、子どもたちの活動等を考慮しながら、今後、検討してまいります。

現在の児童クラブの定員数は、犬山西児童クラブが75人、第2児童クラブが40人の合計115人です。現状、犬山西小学校の木舎にある教室1部屋を第2児童クラブ室として使用し

ています。整備移転後は、この第2児童クラブ室のほか、第2児童クラブ室と西隣の教室も専用の実施場所とします。さらに、小学校と共用する形とはなりますが、木舎南側の教室1部屋と木舎中央の多目的スペースも実施場所として活用する予定です。

また、利用人数が増える長期学校休業期間は、木舎南側の教室をさらに1部屋使用し、計4部屋とすることで、子どもたちにとって十分な広さを確保します。

なお、体育館も現状でも利用させていただいているため、移転後も必要に応じて利用させていただく予定です。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございました。

再質疑をさせていただきます。

教室数も4つ使えるということで、共同の教室もあるようですけれども、そういった中で、支援員と言いますか、職員の方の配置というのはどのようなのかお示ください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質疑にお答えいたします。

児童クラブの職員配置基準は、児童40人に対し職員2人を配置することになっているため、基準どおり配置していきます。

また、長期学校休業日などの利用児童が増える日については、アルバイトを雇用することで対応してまいります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） では、3件目に移ります。全員協議会資料の69ページ、予算書の140から143ページになります。歳出の3款2項2目と、3款2項1目（仮称）新羽黒保育園の整備についてです。

①として、保育園の施設の概要についてというふうにさせていただきました。

全員協議会資料を見ますと、事業費としては3億3,135万円となっていますけれども、岡議員の一般質問の中で、全事業費というのが約8億円ということ言われております。なので、これは補助金の部分が結構多いのかなというふうに思いますし、結構分りにくいなということを思います。

そういった中で、まずこの園について、新しくできる園について、どのような園をつくっていくのかをお示しいただきたいと思います。

特に面積ですとか、それから、部屋の数、それから、給食については自園の方式になるのかなどについてお示ください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質疑にお答えします。

施設の概要ですが、敷地面積4,298.60平方メートル、延べ床面積1,563.88平方メートル、

構造規模としては、木造の地上1階建てとなります。

所要室と室数については、保育室として、ゼロ歳児1部屋、1歳児から5歳児、それぞれ2部屋ずつ、そのほか一時保育室、遊戯室、調理室、調乳室、事務室、医務室、職員休憩室、倉庫2か所、トイレ10か所、子育て支援室があります。この子育て支援室で羽黒子育て支援センターを実施します。駐車場は40台で、うち車椅子使用者用が1台あります。駐輪場は20台です。

給食についてですが、自園調理方式で実施します。

また、事業者の整備に係る事業費は、現段階では約8億6,000万円程度と聞いております。以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。

再質疑させていただきたいと思います。

新しくできる保育園ということで、もちろん犬山の保育を理解した上でということは分かるんですけども、やはりその保育の理念とか、よく調べてみますと、このライクキッズ株式会社がつくられている保育園の名前は、「にじいろ保育園」というところが多いんですね。そういったところだとか、何か特徴的なことがあれば教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質疑にお答えします。

一昨日の岡議員の一般質問において市長よりお答えさせていただいております新しい保育園の整備と運営については、犬山市の保育理念である、「保育者の温かい人間性で保育を展開し、豊かな心と丈夫な体で、よく遊ぶ子どもに育てる」を基本としています。

事業者はこの理念を基に、子ども未来園の保育に関する基本原則や保育の内容などを示した犬山市カリキュラムを参考とし、整備及び運営を進められていきます。

事業者から提案のあった新羽黒保育園のコンセプトは、「どの保育室からも園庭が見える、子どもたちの遊び心と好奇心をかき立てる豊かな心と丈夫な体でよく遊び、よく育てほしい」としています。

保育運営では羽黒・羽黒北子ども未来園に在園する保護者や園児が、不安なく新園舎で園生活を送ることができるよう、現在の子ども未来園で運営している保育内容などを踏襲することを前提とすることを確認しております。

また、給食や食育の取組や、子どもたちの遊びの中で基礎体力の向上を図っていくことなど、独自のプログラムを立てられると伺っております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。

②として、国庫補助金、これが2億1,644万円、それから県の補助金が133万円となっていますけれども、これは保育園とそれから保育園と一緒に建てられる予定の子育て支援センターですね、これ全体にかかっているものなのか、ちょっと分かりにくいので、この詳細につ

いてお示しいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質疑にお答えします。

事業費については、子育て支援センターを含む（仮称）新羽黒保育園整備に係るものと、羽黒及び羽黒北子ども未来園の解体工事設計業務に係るもので構成されております。子育て支援センターを含む（仮称）新羽黒保育園整備のうち、保育園に係る事業費は3億726万7,000円であり、事業者の保育所整備に対し、市が保育園整備等補助金として補助するものです。このうち2億484万5,000円が国庫補助金で、市の歳入となるものです。

また、子育て支援センターに係る事業費は1,939万9,000円であり、保育園と同様に、事業者の支援センター整備に対し、市が補助するものです。このうち1,159万9,000円が国庫補助金、133万3,000円が県補助金で、市の歳入となるものです。

なお、国庫補助金、県補助金ともに、補助金申請に当たっては、事業者の事業費に対して補助率を乗じて算出することが基本となりますが、補助基準額、いわゆる上限額が設定されているため、上限額で申請をしております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） では、4件目に移ります。全員協議会資料の93ページ、予算書の184、185ページです。

4款3項2目の広域ごみ処理施設整備についてです。

いよいよ工事にかかっていくということなんですけれども、①として、土木建築工事、それからプラント工事ということが挙げられておりますけれども、まず、この内容と、それからスケジュールについて、令和7年度分はどのように進められるのかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ご質疑にお答えします。

令和7年度は、令和6年度から継続しているごみ処理施設の工場棟の建築工事を行い、令和7年12月にはプラント工事に着手する予定となっております。

その他、現在令和6年度から続いておりますが、県道浅井犬山線の出入路工事を引き続き実施するとともに、雨水排水路の整備工事を行う予定となっております。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 再質疑をさせていただきます。

ここの場所は、木曽川にも近くて、浸水の危険があるというふうに言われておりますし、また空の状況を見えますと、自衛隊の岐阜基地に近くて、この自衛隊機のコースにも近いということで、煙突の高さも制限をされるということが言われていると思うんですけれども、そういった点についてはどのように配慮されているのか、お示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 再質疑にお答えします。

建築地は木曽川の想定最大規模における洪水浸水想定区域となっていることから、敷地全体で平均約2.5メートル程度かさ上げを行っています。この敷地全体造成、盛土については、今年度で完了予定となっております。

続いて、岐阜基地の関係ですが、航空自衛隊の岐阜基地に近いということから、航空法の規制がかかっており、煙突の高さは約22メートルとします。工事の施工に当たっては、当然このクレーン等がそれ以上の高さとなることも想定されますので、施工に影響がないよう、岐阜基地との協議を行っているところです。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） では、②として、あと廃棄物のリサイクルだとか、それから熱エネルギーを回収し発電を行うということが、全員協議会資料に書いてありますけれども、そういったことについて、具体的にどういったことが計画されているのか、お示しいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ご質疑にお答えします。

新ごみ処理施設稼働後も、このリサイクルについては当然、缶・ペットボトル・紙類などの資源物のリサイクルについては行っていきます。

また、この新ごみ処理施設では、焼却に伴い発生する灰を全量再資源化するという予定であり、一層のリサイクルの推進が図られていきます。

次に、熱エネルギー回収による発電について、年間の発電の見込み量は約3,500万キロワット／アワーで、新ごみ処理施設で約700万キロワット／アワーを使用し、残り約2,800万キロワット／アワーは売電する予定となっております。

◎議長（柴田浩行君） 12番 岡村千里議員の通告による質疑は終わりました。

お諮りいたします。議案質疑の途中ですが、午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第2類の議案質疑を続行いたします。

6番 島田亜紀議員。

◎6番（島田亜紀君） 6番、島田亜紀です。第19号議案、令和7年度犬山市一般会計予算から2件質疑いたします。

1件目です。歳出2款1項1目職員安全衛生、職員ストレスチェック委託費27万6,000円、予算書は60ページ、61ページです。

まず初めに、この事業の内容をお示ください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

ストレスチェックは、平成26年6月に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律において、常時50人以上の労働者を使用する事業所では、平成27年12月から毎年1回、この検査を実施することが義務づけられているものです。

職場における心理的負担、心身の自覚状況、周囲のサポートの3つの領域に関する項目により検査をし、労働者のストレスの程度を点数化して評価し、本人のストレスへの気づきを促します。

当市においても、平成28年度より実施しており、その対象は、正規職員のほか、正規職員の勤務時間の4分の3以上勤務している会計年度任用職員も含まれ、令和6年度においては904名が主にWebシステムを利用して受検しています。

検査結果は本人に通知するとともに、所属ごとに集計分析したものを、各所属長に共有しています。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 2点目です。高ストレスを抱えないように、どのような職場づくりにこの事業を生かしていくのかお示ください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

満足度の高い市民サービスを維持していくためには、市職員が働く職場環境の整備は重要であると認識しています。この事業は、職員自身が自らのストレス状況を理解するとともに、管理職も職場全体のストレス状況を客観的に把握するなど、ストレスの原因特定や早期の問題発見、解決を図ることで、職員誰もが健康でストレスの少ない働きやすい職場環境の整備に活用することを目的としています。

高ストレスと判断、判定された職員には、産業医や専門医、臨床心理士による面接指導を勧奨するなど、ストレスの軽減につなげるよう取り組むとともに、職員配置を検討する際の参考資料としても活用しています。

なお、集計、分析結果から、健康リスクの数値が全国平均である100を上回っている場合には、職場でのストレスが高いとされていますが、当市全体では健康リスクは87で、良好であると言えます。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） ありがとうございました。

では、2件目です。歳出8款1項3目の消防庁舎等営繕、消防本部庁舎トイレ洋式化改修工事請負費368万4,000円です。予算書は240ページ、241ページになります。

まず初めに、具体的にどこのトイレの改修工事か、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

◎消防長（大澤 満君） ご質疑にお答えします。

和式から洋式への改修工事ということでございまして、五郎丸の本庁舎の2階の男女のお手洗い、それとあと、3階にある女性のお手洗いの改修工事をさせていただきます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 2点目です。今回の工事するトイレ以外で、庁舎内に和式のトイレは幾つあるのか、今後の予定はどうなっているのか、お示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

◎消防長（大澤 満君） ご質疑にお答えします。

和式で残るものということでございますが、1階の男性トイレに1室、それとあと3階の男性トイレで1室です。あえて和式を望む職員もおりますので、そのまま残すということでございます。

工事につきましては、これで最後ということでございますので、よろしくお願いします。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 6番 島田亜紀議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、7番 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 私からも第19号議案、令和7年度犬山市一般会計予算から2件、質疑をさせていただきます。

まず、1件目です。歳出3款2項2目、予算書の138、139ページになります。

保育所費の警備員委託料995万8,000円についてであります。この詳細について質疑をさせていただきます。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質疑にお答えします。

これまで何もなかったところに新たな施設が建設され、周辺道路において交通量などが変化しますので、地元の皆様もご心配されることと思います。そこで、この変化に対するご心配に対応するため、令和7年4月1日の開園から1年間は、極めて特例的な措置ではありますが、交通誘導警備員を施設の出入口前に配置します。

具体的には、開園日を対象として、登園時の午前7時から午前9時までの2時間、降園時の午後3時から午後7時までの4時間、土曜日は、午後2時から午後6時までの4時間になりますが、各1名の交通誘導員を配置します。

公共施設のみならず、民間施設も同様ですが、施設の出入口前の道路上での継続的な交通

誘導警備員の配置の要否については、そもそも判断基準があるものではなく、交通量調査などから数値的に導き出せるものではありません。また、県内でも広く実績のある交通誘導警備の専門業者へのヒアリングにおいても、名古屋市のような交通量が極めて多い地域でも同様の受注実績はないとのことでした。以上のことから、現段階では令和7年度1年間の特例措置と考えています。

また、開園後の状況を注視するとともに、交通誘導警備員の配置以外の安全対策、例えば路面標示の強化などについては、今後も必要な対策を検討してまいります。

いずれにしても、地元の皆様にご迷惑をかけることのないように、安心・安全な施設運営に努めてまいります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 子ども・子育て監、これは橋五子ども未来園のことということではないんですよね。主語が抜けているので、どこの園かというところが分からないので。

諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 今、議長からご指摘あったとおり、ちょっと再質疑で、その園名だけでも一度確認しようと思いましたが、今、お答えがありましたので、橋五子ども未来園の警備委託料ということで確認いたしました。ありがとうございます。

2件目になります。歳出9款5項7目全員協議会資料が157ページ、予算書が282、283ページになります。

市民文化会館費の自主事業委託料923万5,000円について、2点お尋ねをいたします。

1点目、まず委託料の内容についてお示しをください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

この自主事業委託料につきましては、先日の増田議員への一般質問の答弁にもございましたとおり、市民文化会館を文化創造拠点として再整備し、文化芸術活動で市民皆さんの満足度を向上させられるよう、犬山らしいストーリーのある公演などの開催に取り組むための委託料となります。

具体的な内訳としましては、文化協会と市民芸能祭を開催し、市民の舞台芸能の発表の場を提供するため、舞台の音響・照明機器の操作や、公演全体を進行管理する専門の舞台スタッフの人件費に加え、演出に必要な舞台上の大道具、小道具の借上げなどを合わせて、舞台制作委託料として123万5,000円、文化芸術公演を行うための公演委託料が2事業で800万円となっております。

文化芸術公演の内容としましては、想定ターゲット層を名古屋まで外出することが難しい子連れ層や、高齢者を含めた全市民とし、近くで気軽にプロの公演が楽しむことができるよう、12月に親子向けのファミリーミュージカル、翌2月には、落語等の高座を想定しているところです。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） ありがとうございました。

2点目です。令和6年度が799万7,000円の委託料になっておりました。今回、増額をされた経緯についてお示しをください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

増額の内訳は、文化芸術公演を行うための公演委託料について、昨今の物価や人件費上昇に伴い、委託料が高騰していること、加えて、公演内容をグレードアップするため増額して計上しています。

市民文化会館の利活用推進に向けては、鑑賞事業、市民芸能祭などの参加型事業と並び、民間のイベンターによる貸館事業の3つの柱が必要不可欠となります。

そのため、今年度、主要なイベンターに利用意向を聴取したところ、会場を検討する際には、利益確保のため、会場の収容数がおおむね1,000席以上であることと合わせ、見込み客を想定する中で、その会館でどれだけ事業が展開されているかということも大きな要因であると回答がありました。

コロナ禍は自主事業を休止しておりましたが、それ以前においても、会館の実施事業としては、公演は年間一、二本程度まで減少しており、このことも大ホールの稼働率低下につながっていたと推測しています。

このことから、今後の会館の利活用に向けては、安全確保のための改修に合わせ、ソフト事業を充実していくことで、文化振興に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 7番 諏訪 毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 第19号議案、令和7年度犬山市一般会計予算からお伺いします。

通告してあります予算書の329ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書からです。発言通告は①、②としてありますけれども、まとめて答弁をお願いしたいと思います。

この地方債の現在高やこの見込額ですね、これに対してどういう評価をしているのか、とりわけ私としては久しぶりに当該年度末の現在高見込額が約180億円という金額が示されておりまして、ここまで低下させてきたんだなという思いがありますが、当局はどのようなふうに評価しているのかですね。

加えて、これに伴って、公債費比率と実質公債費比率が推移しているというふうに思いますが、その推移の数字も示してもらいながら、これに対する評価はどのように見ているのか。

こうした財政運営の中で、先ほど来の質疑の答弁で、小川隆広議員や玉置議員の答弁の中では、財政調整基金が減ったり、いずれにしろ厳しい財政運営だという認識は示されました。加えて、公債費の地方債の利率がアップせざるを得ない状況もありますので、そういうことも勘案した中で、今後の財政運営の基本的な考え方についてもご答弁をいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

先にお示しいただいた要旨1と2を合わせて、ちょっと長くなりますけども、よろしくお願いします。

予算書329ページの調書から、予算繰越しを考慮せず、現年予算ベースで説明をさせていただきます。

地方債の現在高については、前々年度末である令和5年度現在高から、令和7年度末の見込額までを見ますと、毎年減少しており、合計で約7億3,000万円減少しています。一方、地方債のうち普通債だけの残高を見ますと、年々増加しており、約12億6,000万円の増となっています。

このことから、それぞれの年度において、市債の残高は減らしつつも、住民負担の世代間の公平性も考慮しながら、積極的に事業の財源として地方債を活用している状況ではないかと考えています。

続きまして、公債費の比率に関してです。

公債費比率については、令和4年度で3.7%、令和5年度で3.7%となっています。令和6年度以降については、決算額が確定していませんので、見込みとなりますが、令和6年度で3.7%、令和7年度で4.0%と見込んでいます。ほぼ横ばいから令和7年度は微増し、その後減少していく予想になっています。10%未満が適正水準とされていますので、現在のところ数値的には問題ありません。

続いて、財政の健全化判断比率の指標の一つとして用いられている実質公債費比率ですが、令和4年度で2.5%、令和5年度で2.1%となっています。

令和6年度以降も見込みとなりますが、令和6年度で3.5%、令和7年度では3.3%と見込んでいます。

この比率が25%以上になるとイエローゾーンになり、一定の地方債の借入れが制限されるようになります。35%以上になりますと、レッドゾーンとなり、さらに起債借入れの制限の度合いが高まります。当市での比率はまだまだ低いので、こちらの指標については問題ない範囲で推移していると分析しています。

これらのことを踏まえまして、これまで各議員の質問や質疑にお答えしたと重複する部分もありますが、基本的な考え方を述べさせていただきます。

まず、現在の財政状況としては、景気回復が緩やかに続いており、堅調な税収が続くと見込んでいるものの、扶助費等の社会保障費の増大や人件費、物価高騰の影響等により、経常経費は増加しており、大変厳しい状況であると認識しています。

当初予算では、厳しい財政状況の中においても、歳入増や最少の経費で最大の効果を目指し、事業選択と優先順位を明確にした上で、厳格な査定と調整による予算編成に努めました。予算編成を進める上では、財政調整基金残高の確保を意識しつつ、世代間負担の公平を保つため、積極的に市債を活用するとともに、国や県の補助がつく事業を優先的に選択するという方針で財源の確保を図りましたが、しばらくはこの方向性で進めていかざるを得ないと判断しています。

今後、経常的な経費の財政需要が増大していく中、財政調整基金の残高などを考慮すれば、

どうしても地方債の活用は必要になりますので、元利償還金が普通交付税に算入されるといった有利な地方債を優先的に利活用していくというふうに考えてます。とはいえ、借金であるということは間違いありませんので、普通交付税の不交付団体となった場合のデメリットを意識しつつ、先々を見据え、事業の実施や財政調整基金とのバランスを見極めながら借入れをしていくということも忘れてはいけないと思っています。

健全な財政運営していくために、ふだんから常に必要な事業を精査していくことや、施政方針にもあります、犬山推し活をして稼げることを考えるとといった取組することはもちろん、長期的には市として自主財源を確保する取組を進めていくため、企業立地など安定した財源を歳入として生み出すことが必要であると考えています。

引き続き、社会保障費や人件費などの経常経費の増大、学校の更新などの大型事業や公共施設の大規模修繕、これらに備えながら、より堅実な財政運営に努めていきます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 11番 岡 覚議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、18番 大沢秀教議員。

◎18番（大沢秀教君） 18番、大沢秀教でございます。第19号議案、令和7年度犬山市一般会計予算につきまして、3件質疑させていただきます。1件ずつお願いいたします。

歳出5款2項1目の森林資源調査業務委託です。全員協議会資料の94ページ、議案の194、195ページを参照して質疑させていただきます。

新規事業であります。この事業は愛知県の実施した航空レーザー計測データを活用した委託事業ということですが、市内至るところに森林と言いますか、木はあるわけですが、この事業の対象地は市内のどこかを想定しているのか、また全域であるのか。

それから、事業を委託する事業者ですね、このデータを使った調査の仕事について委託するわけですが、どういった業種の事業者に委託をされるのか。

そして、市では林業を営んでいる事業者はゼロであります。この目の事業名としましては林業振興ということであり。この調査業務の内容で、この調査による効果として、市は林業振興とありますが、何を求めていくのか、以上合わせてご答弁をお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） それでは、ご質疑にお答えします。

まず、対象地域についてですが、森林法第5条に基づき、愛知県が策定している地域森林計画というものがあります。そこに指定されている民有林が地域対象となり、犬山市では市内東部を中心に、2,214ヘクタールあります。

委託先はどうかというところですが、今回の委託については指名競争入札を考えております。県の航空レーザー計測のデータなどを基に、森林の分析調査ができる航空測量業者への指名を考えております。

最後に、どのような効果があるかということですが、今回の調査業務では、先ほど言ったように2,214ヘクタール、そのエリア内の森林資源を調査し、その中でも主にスギやヒノキなど人工林を特定し、その状況を詳しく分析していくこととなります。その背景としては国

土の約7割を占める森林において、林業の採算性の低下や所有者不明の顕在化、また担い手不足による手入れ不足などが増えたことにより、国は、国内の森林整備を促進するため、森林経営管理法などによる森林整備の取組を進めているところです。

今回のこの事業では、森林経営管理法を踏まえた基礎調査として、これまで市が把握できていなかった市内の森林の資源の状況を調査分析することで、林業に適した森林かどうか、また適切な手入れがされているかされていないのか、また、土砂災害の危険性などから整備が要る森林なののかも含め、様々なそういったような確認ができる資料が得られることになるため、市内における今後の森林整備の方向性を判断する材料を得ることができるというのが効果というふうに考えております。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 2点目に移ります。歳出9款3項3目でございます。議案の262、263ページ、全員協議会資料では77ページの城東中学校の整備でございます。

これまで私、一般質問でも何度でも議論をさせていただいてまいりました。事業目的ですが、全員協議会資料によりますと、基本構想を基に基本設計を実施しますというふうでございます。また、同じく全員協議会資料によりますと、令和6年度に検討委員会は発足しました。これから基本構想が策定されるとあります。

この検討委員会の中で、ワークショップを行ったりとか、それから、保護者向けのアンケートを行われたということは承知しておるわけですが、令和7年度にこの基本設計の事業を行っていくに当たって、基本構想というのを改めて確認させていただきたいと思えます。と言いますのは、これまでも何遍も議論させていただいたんですけれども、何となく全体像がまだいまだによく分からないというところがございますので、改めて基本構想の確認をさせていただきたいと思えます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

犬山市立城東中学校改修基本構想は、城東中学校の整備に関する全体的な方針をまとめたものです。基本構想策定に当たっては、今お話がありましたが、学校関係者や地域住民等で構成する城東中学校、城東小学校改修に関する検討会によるワークショップを2回開催し、また、保護者向けアンケートを行うことで、城東中学校の整備に関する意見を確認しています。

城東中学校の整備方針としては、北側校舎東側、南側校舎東側の長寿命化リフォームです。また、北側校舎西側、南側校舎西側の建て替え、城東中学校と小学校の共同調理場の建築、グラウンドの一体整備を行います。

さらに、今後の生徒児童数の減少を踏まえた学校施設の利活用、城東中学校と城東小学校との施設の共有についても検討した上で、整備するものとしています。

基本設計では、この基本構想の整備方針を基に、さらに検討会や教員等によるワークショップを実施することで意見をいただきながら、より具体的な建物の配置計画や教室の配置計画、工事スケジュールや概算工事費用等を作成してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。それでは、3点目に移ります。

歳出9款6項3目、議案の306、307ページ、全員協議会資料の78ページでございます。

体育施設営繕、羽黒中央公園の多目的広場の人工芝並びにエナジーサポートアリーナ、体育館のフロア改修の工事請負費、合わせて事業費2億1,439万円という大変大きな事業でございます。

10年程度になりますか、多くの利用者の方に活用されているからこそ劣化が起こって、このたびこの営繕が必要となるというわけでありますが、体育館、それからこの多目的スポーツ広場について、それぞれ確定してるかどうか分かりませんが、それぞれの工期をお示しいただきたいのと、その間、利用者、利用団体の皆様への影響について、どのように捉え、対応されるかお尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

体育館のメインアリーナの改修工事については、フローリングの一部張替えと、フロア全体のウレタン塗装により、約2か月の工期が必要と見込んでいます。また、多目的スポーツ広場、人工芝張替え工事については、人工芝の作成に係る期間が必要となることから、全体の工期は6か月程度が必要になると想定していますが、人工芝の張替えに係る工事としては、2か月の工事となると見込んでます。

利用者への影響につきましては、いずれの工事も、工事施工に係る約2か月間は利用ができなくなります。現時点では明確な工事スケジュールは確定しておりませんが、それぞれ速やかに工事の施工期間を確定し、利用の登録をされている競技団体等に周知を図り、協力を依頼してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 18番 大沢秀教議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、鈴木です。第19号議案、令和7年度犬山市一般会計予算より4件、質疑させていただきます。

最初の2件は、令和5年度の一般会計の決算に対しての監査意見からの内容についてです。

1件目、予算書の266ページです。9款5項で、266、267ページ、それから、めくっていただいて268、269ページにもありますが、犬山市社会教育団体育成補助金交付要綱に列記されている団体の補助がいろいろあるんですけれども、これの補助に対して監査のほうから、補助額の算定の基準について、明確ではない旨の意見がありましたが、これが来年度予算についてどのように反映されているのか、お聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

令和5年度犬山市決算審査意見書において、補助金の継続交付についてご指摘をいただきましたので、その後直ちに交付団体の各代表者に対して、決算審査での指摘事項を伝えると

ともに、補助金をどのように活用しているのか、補助金の補助の在り方などについてヒアリングを実施しました。

また、社会教育団体に対する補助金は、名称は若干異なりますが、ほかの自治体でも同様の団体に補助金を交付している場合が多いため、近隣の市や県内の人口規模が同じ市に対して補助金交付状況、算定基準、今後の方針などに関する調査を実施しました。

現在、社会教育団体に対する補助金はどんな算定基準とするか、どんな算定方法とするかを検討している段階であるため、令和7年度予算は今年度と同額の予算を計上しています。

市としましては、令和7年度4月に補助金ガイドラインの見直しもありますので、それに沿うよう、監査の指摘事項を真摯に受け止め、引き続き補助金の検証を実施してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 再質疑なんですが、ちょっと私の感覚からすると、監査から指摘があったら、すぐに対応して、多分去年の9月に指摘されたら、ヒアリングして調査していただいたというのであれば、令和7年度の予算に反映させていただきたいなと思ったんですが、それは間に合わなかったということなんでしょうか。そこら辺のところをお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） 再質疑にお答えします。

今ご指摘のとおりでして、いろいろヒアリングをやらさせていただいたり、各市町の調査をしておるところ、やっぱりそれぞれにそれぞれの考え方とかスタンスがありまして、それも一定の基準でやろうと思うと、ちょっと難しいところもあるなというのが今の実感のところとしまして、それがこの今年度の予算を編成する段階においては、まだまとまっていないというような状況もありまして、また新たなガイドラインというのも今回出てきましたので、そこをしっかり見据えつつ、来年度には方針をしっかりと定めて、その翌年度の補助のときには、それが反映できるように努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） よろしくをお願いします。

2件目です。同じく監査からですけれども、予算書の200ページです。200ページと201ページ、6款2項1目で、観光コンテンツ造成推進事業委託というのがございますが、これについても監査から質の底上げの指摘というのがありましたが、これ来年度、どのように底上げされていくのでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ご質疑にお答えします。

監査のほうから質の底上げという指摘を受けて、観光コンテンツ造成をする際に、犬山ならではの、もしくはほかでは味わえない質の高い、魅力のある観光コンテンツの造成に取り組んでいくというふうにしてきています。

犬山市観光協会に事業委託はしておりますが、月に一度、観光コンテンツ造成の打合せの

際に、先ほど申し上げましたとおり、魅力がある、高める、質を高めるような観光コンテンツの造成について議論しながら、当然また市民からの体験型メニューの提供者とも、そういった同じ質を高めるような意識の中で、いろいろ打合せであったり、相談であったりということを実施しております。

具体的には、城下町中心に、まずまちの魅力を高めるように、花手水を設置したり、高質な食の開発や提供として、観光特使の遼河はるひさんの監修のランチの開発をして、一緒に食事をしたり、インバウンド向けに成田山での護摩行体験を旅行会社と連携して造成したり、それから、雑誌等で活躍するプロのカメラマンが講師となって、写真撮影イベントなど、質にこだわった魅力のある観光コンテンツを造成しています。

次年度においても、引き続きこういった魅力のある質の高いコンテンツについても、きちんと造成できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） どこが質が高いのかどうか、それは個人的な主観があるんで、取り組んでくださっているということは分かりました。

3件目です。予算書の172ページ、173ページです。

4款2項1目公共施設照明LED化工事請負費2億1,170万円で、令和6年度が1億3,220万円で、かなり8,000万円ほど増えてるなということが分かります。

令和6年度、1億3,220万円が、この前の補正予算で630万円減額されて、そのときに質疑すればよかったんですが、減額したら、多分差金だと思うんですけども、このお金とかって要はLED化だったら、何か次年度分を前倒ししてやったほうが、市民はありがたいよねと思っているんです。

これ初歩的な質疑だと思います。かなり増額です8,000万円増額して、2億1,170万円でLED化工事をやりました。例えば差金が1,000万円ぐらい出たとしたら、翌年度の事業を前倒しでやるとか、そういうことは行政ってされないのかなという、したらどうでしょうという、しないのかどうかという質疑です。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ご質疑にお答えします。

今回のLED化事業については、令和6年度と令和7年度と計画を立てて、それに基づいて実施しておりますので、例えば前倒しに令和7年度分をやるとなると、計画のほうが狂ってくる。当然施設ですので、いろんな状況が影響が出てくるということで、計画どおり令和6年度と令和7年度と分けてやったということです。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 多分その計画をしっかりと立てられて、これ補助金があるのかちょっと分からないですが、そういうのもあっての計画だと思うんですけども、冒頭にも言いましたけれども、予算、我々はこれの予算を使ってくださいというふうに認めていくわけなんで、余ったらその分、前倒しして使えばいいんじゃないのかという単純な思いで、私、以前民間にいたんですが、お金が余ったら前倒して、もう何か購入しようよとか、事業をやる

うよというふうに、多分昔の、今は分かんないですけど、私の頃はそうだったんですが、そういう考え方というのは、LEDに限らずですけども、なさらないなというのが私の14年間の議員生活の中での思いなんですけど、多分やっぱりやらないんですよね。再質疑です。

◎議長（柴田浩行君） 再質疑ですか。要はこのLEDに関してやらないんだなという、もう一回確認ですね。

答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） LED化事業については、先ほどもお答えしましたとおり、計画どおり進めていくということです。

◎議長（柴田浩行君） 井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑に、ちょっと一般論としてですけども、その辺が民間企業とちょっと違うところでして、予算でお認めいただいたものについて執行して行って、余ったものは減額でというのが市の方針ですので、よほどのことがないと、なかなか議員のおっしゃるようなことはちょっとないのかなというふうに考えています。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 了解しました。

4件目です。予算書の194、195ページです。先ほど大沢議員も質疑されました5款2項1目の森林資源調査業務委託料508万2,000円です。

スギやヒノキを中心にとということで、先ほどの質疑で伺いましたが、犬山で人工林というと、特にしかも課題があるということだと、私は竹だと思うんです。昔は竹というのは、農業資材であったり建築資材で利活用していました。我が家にも、竹林というのがあって、今も使っているんですけども、需要が減って、今、どんどん耕作放棄地のほうに竹林が、竹が進出してきているという意味では、森林資源であった竹が、今度、大変な課題になってきているという認識をしております。

先ほどの質疑で、スギやヒノキということだったんですが、竹林はどうなんでしょうか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ご質疑にお答えします。

今回の委託業務における調査対象は、さきの大沢議員のご質疑でお答えしたとおりですが、県が策定し指定している地域森林計画における民有林の調査対象のエリア内の森林を人工林と天然林、それから竹林の3つに分類してデータを整理していくことになります。

したがって、調査エリア内であれば、竹が密集している森林は竹林として特定することになってきます。

竹は横に浅く根が張るため、土を抑える力が弱く、急傾斜地で竹林が広がると山が崩れる危険性が高まるとされ、今回の業務においては、樹種の分布状況と地形情報を重ね合わせるなどして、土砂災害への危険性の面でも評価を行うことから、竹林はそういった趣旨では調査対象になってきます。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 災害対応としての調査対象として竹林は調査するというふうに聞きました。ここら辺だと木曽川、飛騨川上流のほうへ行くと、人工林があつて、そこで製材しているという、そういう林業というのは、恐らく犬山ではなかなかというか、ほぼないと思っています。

私も一応、林業という事業というのは、年間に10日ぐらい従事するんですけども、そういう製材とか、そういうのではなく、また別の林業なんですけれども、竹を、その林業という感覚では、この調査ではないということですのでよろしいでしょうか。再質疑です。

◎議長（柴田浩行君） 再質疑で確認ということですね。答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 再質疑にお答えします。

林業としての位置づけというわけではなくて、あくまでも竹林という概念でデータを管理されております。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 分かりました。再々質疑です。

じゃあ、スギ、ヒノキが犬山では産業としての対象がないよと、あと例えば竹林が、その災害のリスクがないよということになると、この業務委託をした後、再来年度以降というのは、もうこの調査の事業というのは終わっていくという流れなんでしょうか。再々質疑です。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 再々質疑にお答えします。

市の現状の状況をまず把握するために、令和7年度にこの調査をします。その調査結果に基づいて、市がやるべきこと、整備しなきゃいけないものがあるのかどうかも含めて、判断していく形になります。

◎議長（柴田浩行君） 13番 鈴木伸太郎議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 15番、久世高裕です。第19号議案、令和7年度犬山市一般会計予算から5件質疑させていただきます。

まず、1件目から4件目ですが、1件ずつやっていきたいんですけども、補助金ガイドラインに関してです。

補助金ガイドラインというのは、もともと議会の中でいろんな団体に関して、補助金の執行が適正なのかということが繰り返しいろいろ指摘がされている中で、ガイドラインというのがなかった。だから、それを設置すべきだと。それが設置された後も、適宜ちゃんとこれが執行されているのかということが、度々議会でも問題になっていて、9月の決算、これでは令和元年度の決算のときにもたしか意見が付けられているようなものです。なので、継続してこういうところはチェックをしていきたいという観点で伺いたいんですが、まず要旨1つ目です。

団体に対する補助金で補助率が、補助対象経費の50%を超えているところはどこかという

ことをお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

補助金には補助率が決まっているもののほか、定額による補助もあり、当初予算において補助対象の事業費が決定しておらず、補助率が50%を超えるかどうか判断できないものがありますので、事業費の確定している令和5年度決算での状況でお答えします。

全部で168件ある補助金の中で、補助率が50%を超えている補助金は63件あります。そのうち、国や県の補助金が充当されることで、補助率が50%を超えているといったものを除き、市の負担が実質的に50%を超えている補助金になりますと32件となります。

このうち団体に対して補助されるものは21件で、公募により相手先が決まるものなどを除きますと、14件となります。

具体的に挙げます。各地区町会長会、交通婦人会、市民交通安全協議会、犬山市社会福祉協議会、アメニティ協会、犬山市観光協会、犬山市中学校吹奏楽連絡協議会、犬山市スポーツ協会、犬山祭保存会、犬山城白帝文庫、犬山市消防団となります。このうち人件費を補助しているのは、犬山市社会福祉協議会、アメニティ協会、犬山市観光協会、犬山市スポーツ協会となります。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑します。50%というのを基準にしている根拠についてお示しいただければと思います。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午後1時46分 休憩

再 開

午後1時47分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

基本的には団体の自主自立を求めるというところで、50%が原則になっています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質疑をします。

そのとおりだと僕も認識しております。当該団体、挙げられた団体には、毎年度予算の執行のときに、その評価をしたり適否を判断するとか、議会への公表というのがガイドラインにも書いてあるんですけども、この団体に自主自立を継続的に求めているということによってよろしいでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 予算査定の段においては、内容についても精査し、その辺のところを求めていると思います。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 要旨2です。ちょっと似たような内容になっちゃうんですけど、補助金ガイドラインは、よくできてるガイドラインだと思います。見直しが今検討されているということですが、基本的には一定の基準を示したものとして評価をしていました。

ただ、これに沿って運用がされているかどうかというのが、やや疑問なところもあったので、今、自主自立に向けて指導はされているということなんですけども、ほかの項目、例えば理由とか、その目標達成状況の明確化というところとか、あと人事評価をやっているとか、あと予算査定时、この今申し上げた適否確認とかやっているというお話ではあると思うんですけども、あと議会への公表、だから、例えば今、特に挙げられた4つの団体に関して、自主自立に向けてどういうことを取り組んでいるかということが、あまり議会にはお示しがされた記憶がないので、ただ自分が委員会に入っていないとかいうこともあるでしょうから、そういうことがお示しがあったのであれば、やってきたのかどうか。完璧にこのガイドラインに沿ってやってきましたということが言えるかどうかという点でお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

補助金ガイドラインの運用については、適正に実施できるよう取り組んでいるところです。具体的な取組としては、適合状況について、先ほど予算査定の話をしていただきましたが、毎年5月に補助金対象所管課に対して調査を実施しております。

補助金ガイドラインに記載されている内容を所管課に対して再度周知するとともに、適正に補助金を支出するように促しています。適合していない項目については、その調査に理由を記載していただくということになります。

また、8月には補助金の交付状況に関する調書を取りまとめて、市ホームページでの公表や議員図書室への配架を行っているほか、予算編成において、先ほど言いました補助金実績を確認する資料として活用しています。

なお、人件費に対する補助金については、補助金の交付状況に係る調書の作成に合わせ、繰越金の状況や資産の保有状況、自主財源の確保策といった項目についても調査を実施しています。

しかしながら、国県補助金を活用した補助金のように、制度上、補助対象経費の50%を超えるなど、ガイドラインが実情と合わない例もあります。そういったことから、先ほどガイドライン評価していただいているというお話だったんですけども、我々もそのように評価していて、現状、このままなんですけど、ちょっと合わない部分が出てきていますんで、それをアップデートする形で、見直しをしたいと思っています。明日の全員協議会でそれをお示し

する予定でいます。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） では、3件目の要旨の質疑に移りたいと思います。

50%を超えている団体というのが幾つか示されて、基本的なガイドラインでは、そういう改善計画というか、いろいろ指摘をしているはずなんですね。

ここに通告どおり書いてあるんですけども、どこの団体にどうやって言うかはお任せしますが、この50%を超えている団体について、具体的にどのような業務改善計画を持ち、実施しているかということについてお尋ねをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

ちょっと具体例ではないんですが、自主財源が見込めない各団体というのがございます。そういったところで状況がそれぞれ異なっていることから、統一的な対応というのはなかなか難しい状況がございます。

しかしながら、先ほどから何度も議員おっしゃるように、公金による支援になりますので、その必要性、その団体を支援しなきゃいけない必要性であるとか、額が妥当かどうか、それは定期的に検証し、公表するといったことで明らかにすることで、今、こういうガイドラインを使ったことをやっています。

そういった形で補助金調書を毎年作成して、ホームページで公表する。監査からも指摘を受ける、議会からもいろいろご指摘を受けて、改善していくというような形で、そういった意味で我々もこのガイドラインの運用についても評価しておりまして、今後についてはより分かりやすい形になるように、今言いました令和7年度からの見直しをして、4月から運用を開始していく予定です。

引き続き、ガイドライン、今、運用がうまくいってる部分もありますんで、適合させるように、全市的に取り組んでいきたいなというふうに思っています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 総論としては正しい答弁というか、適した答弁かなと思うんですが、再質疑させていただきたいと思います。

今一つ答弁の中で出てきた基準としては、自主財源が見込める団体かどうかというのが一つの大きな基準になると思います。なので、ここの基準でちょっと分類をしていくべきだと思うんですが、自主財源が見込める団体の一例としては、社会福祉協議会も見込めると思います。あと観光協会もできると思います。スポーツ協会も恐らくできるだろうというところで分類していったときに、それをどこまで求めていたか。社会福祉協議会については、委員会でも、昨年の集中テーマとして取り上げて、やっぱりそういうことをやっていくべきだと個別に申し上げていたところです。

それ以外に、例えば今、お名前が挙げた中では、観光協会については、自主財源が見込めるはずだと思うんですね。人件費補助が今80%を基準にされていると思います。ほかのまちの観光協会に行くと、例えば宇治市ですね、京都府の、あそこは50%と聞きました。お土

産屋さんを自ら運営されているんですね。

自分で店をやると、例えば観光に関するデータとかって手に取るように分かるんです。だから、アンケートとか一々税金使わなくてもできるんですよ。だから、そういういいこともあるんで、自主財源の確保が見込める団体については、そういう促すことで、ほかの無駄と言っただけいけないんですが、削減できるはずの経費を削減できるという効果もあるんで、これはやっていくべきだと思っています。

観光協会について、今どのような、その自主財源の確保について、行政からの求めがあるんでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 再質疑にお答えします。

観光協会の運営については、当然観光協会の会員からの会費であったり、最近では御城印の売上げ等々あります。自主財源の確保という面では、当然そういったようなところの会員状況であったりというようなところを協会としても自主的にやっていくべきだという話はしています。

ただ、現在、観光事業の中で観光課と観光協会というのは、車の両輪という形で同じ位置づけでやっておりますので、同じ位置づけ、すみません、共に共同してやっておりますので、協会が持つ役割であったり、協会ならではの、協会しかできないといったところについては、人件費補助という形で、過去からもそのような形で人件費補助を出しています。言われるように自主財源の確保というのは、課題だというふうに認識はしています。

なので、先ほど言った例えばお店を出すだとかという話も、それは一つの手だと思いますが、ただ、今現在の観光協会の人員であったり、あと観光協会が持っている事業展開であったりという中で、自主財源の確保に向けて進めていくように話しています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） だから本当は、それを例えば書面みたいな形で、議会にもそうだし、市民にもお知らせしなきゃいけないと思うんですよ、このガイドラインからすると。それがどうも行政と持ちつ持たれつの両輪というような関係のどこ、でも実態を見ていても、本当にそう思います。それぞれの職員さんが何か区別がよくつかないもんですから。だから、行政と一体化、悪い意味でしてしまっているなど。

観光協会は半官半民というのがいいところなんで、行政と同じことでは意味ない。だから、それだったら80%ではかわいそうなんで逆に、何でじゃあ100%じゃないんだという話になってしまいますから、その区別はやっぱり明確にするべきだと思うんですね。

だったら、行政に入ってもらおうというのが筋だし、同じことやっているんだったら。半官半民でないとできないことという、業務を区別して、その当てる人をちゃんと区別してあげないと、モチベーションも恐らく上がらないので、やっぱり何となくというか、持ちつ持たれつの状態でやっているのよくないと思います。

だからガイドラインがあるということなんで、それは現場レベルでは判断できないかもしれない。だから市長、副市長の経営者が、これは事業をしっかりと切り分けてやらなきゃいけ

ないんで、その切り分けが恐らく今できてないので、行政からの委託事業で忙殺されていて、自主事業ができないのであれば、それはやっぱり開放してあげないと、その団体のよさが出てこないと思います。

今回の予算の中で、観光協会、また増額されているんですよね、予算が300万円ほど。人を恐らく1人増やすというような話なんで、これは補助金のガイドラインの状況から言って、逆方向に行ってるんじゃないかなというぐらいの懸念があります。

それは逆方向に行っていないですか。この補助を減らす方向というか、自主自立に向けての方向と考えてよろしいのでしょうか。再々質疑をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 再々質疑にお答えします。

観光協会の職員の配置の中で、今回60歳になる役職定年される職員がいます。実際、正規職員、今2名、その役職定年を除けば2名の正規職員が残るということで、じゃあ、その中でその観光振興に当たって、ちょっとさっき私、答弁の仕方がまずかったんですけども、それぞれの役割の中で、観光協会がどこまでできるんだということを、いろいろ補助金を出す側としても議論はしています。

なので、今回、新たに1人増やす、要はこれ今後の観光協会を存続させていくために増やしていくという形で考えておりますので、逆行しているというふうには考えてはいないです。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 逆行とは考えてないけど、ちょっとその明確化をしていただきたいところですね。だから、その職員さんが入ることで、入らなければ業務の見直しをして、退職される方がいるのであれば、減らせるわけですよね、補助は。だけどそうじゃなくて、その分は増員していくということの方向性が、今はっきりおっしゃられたわけなんで、だけど、その中でいかに自主自立を図るか、どういう人材をそこで募集するかということも、行政のほうでしっかり指導するべきだと思います。

4点目の質疑に移ります。そういう状況が我々議会にどこまで開示されているかというのは、結構個別に聞いていくとそういつて教えてもらえるんですけど、資料をじっくり見ていくと、いろんな表があったりはして、全部見ていっても、ただ、じゃあどういう団体が、何でその自立しようとしているかということは見えないんです、今。

ホームページのところで、ガイドラインの取組状況というものがあります。ガイドラインを設置されてから年々、それぞれ項目があって、何団体達成したかという指標がずっと何%と書いてあるんですけど、これ令和3年3月末時点で終わっちゃっているんですよ。100%になっているのもあります。だけど、そうじゃないものもあるんで、これなぜ令和3年で止まっちゃってるのかについて、答弁をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

平成29年9月に策定した補助金ガイドラインにおいて、既設の補助金については、令和2

年度、平成でいうと32年度までに適合させることとし、適合に当たっては段階的な実施も可能としていることから、その実施状況を明確にすることを目的に公表したため、令和3年3月末までとなっているものです。決して忘れていたわけじゃなくて、そこまでの目的だったということです。

先ほどもお答えしましたとおり、補助金ガイドラインを見直しをして、新たにまたスタートしますんで、改めて取組状況についても、毎年度更新をしていきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） よろしくをお願いします。

5点目の要旨の質疑に移ります。全員協議会資料で114ページ、事項別明細書ですと、歳出のほうで2款1項12目、予算書92、93ページのところです。

D X推進支援業務についてです。これは一般質問で玉置議員が取り扱われた件ですが、ちょっと答弁を聞いていて、ちょっと納得できないなというところがありましたので、質疑でもさせていただきたいんですが、保育園の入園調整に関して、5人の方で、結構な労力と時間をかけて一生懸命されている、これは素晴らしいことだと思います。

ただ、どこまでそれをやるべきかというのが、A Iで同じことをやるというのは、恐らく不可能なんで、これは僕も自分で店をやっていてよく分かるんです。従業員さんに任せて、やっていて、一生懸命やっている。だけど、経営者から見ていて、いや、そこにそんなに時間割くべきじゃないんだけどな、ここにもうちょっと人を当てないと売上が上がらないんだけどなというのがよくあるんで、それはもう経営者の責任でもって、お客さんから怒られても、それはもうちょっとやめてくれと。怒った方には自分が説明して謝りに行くからということをやっついていかないと、この業務改善というのはできないもんですから、だから、そういったことのいい例というか、一つの例なのかなという思いがしました。

この業務について、具体的に来年度の委託内容、D Xに関して、だからそういうアドバイスをするだけだったら、恐らくそこまで成果に結びつくのかなというのが、やや疑問なんです。ということからすると、なので委託内容がどういうことかということと、あとはそれを市長、副市長のちゃんと権限のある者が、こうやってくれと、D Xの推進業務で委託成果が出てきました。それを参考に、この担当課にはこれをやってくれということをちゃんと指示していかないと、できないと思うんで、それを自ら市長、副市長がされるのか、もしくは部長、課長にその権限を委譲して、強い権限を持ってやってくれと、責任を取るからということをやらないと、恐らく業務改善に結びつかないだろうと思っていますので、どういうその仕組みがあるのかということについてお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

3月13日、明日が、このD Xの委託のプロポーザルのプレゼンテーションとヒアリング審査のため、現在公表されている資料の範囲で、ちょっと説明させていただくことでご了承ください。

令和7年度、行政サービスの効率化と住民サービスの向上を目的として、客観的専門的観

点からデジタル技術の活用を加速化させるため、DX推進支援業務委託の受託者を選定します。まず、具体的な委託内容としましては、外部人材をCIO補佐官、このDXを進めていくので、トップのほうは副市長という形でやっていますので、そちらの補佐官として任命し、上期と下期に分けて次の業務を行います。

上期においては、最初に市役所の業務プロセスや既存システム、市民ニーズの調査を通じて現状と分析、課題抽出を行います。先ほど言ったようなことももしかしたらその中に入ってくるかもしれない。保育園の入園調整というのも入ってくるかもしれません。その結果に基づいて、短期・中期・長期の目標設定と、具体的なアクションプランを含むロードマップの作成支援を行い、さらに投資対効果の高い優先プロジェクトを選定し、その導入支援を行います。

下期においては、実施したプロジェクトの成果を定量的、定性的に評価し、次のフェーズに向けた改善点を特定します。また、職員のデジタルリテラシー向上と市民の理解促進のための教育プログラムを実施いたします。

この業務の改善のための担保についてですが、複数の仕組みを設けています。

第1に、先ほど言いました上期と下期を明確に区別し、上期の成果が本市の承認を得られない、いやこれ不十分だよという話であれば、下期に進めないという形にしています。

第2に、ペーパーレス化率、オンラインサービス拡大数など、具体的な指標を設定して定量的な効果測定を行います。

第3に、月次定例会での進捗報告や課題対応、デジタル化推進委員会や経営会議などへの出席、そういった形で継続的なフィードバック体制を構築して、業務改善を担保する視点を確保していきます。

こういった取組によって、市民向けには、行かなくてよい市役所、庁内向けには、内部事務の効率化を実現して、限られた市のリソースを有効活用しながら、持続可能な自治体運営と住民サービスのさらなる向上を目指してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） CIOの補佐官として副市長が直轄というか、副市長が先頭に立ってやると、副市長が責任を負ってやるということですね。よく分かりました。いいと思います。頼りにしています。

再質疑ですけれども、上期・下期に分けて、上期で成果がなければ進めない、これはいいと思います。ただ、ちょっとインセンティブの設計がなければ、そこまでちょっとモチベーションが上がるのかなと、民間の方、民間からすれば、やっぱりちょっとそこはインセンティブをしっかりと設けたほうが、より成果に結びつくんじゃないかなと思うんですけど、その設計はこの業務の中にはあるのでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

インセンティブの設計はございません。ただ、この上期で下期に進めない場合は、最悪、契約変更も含めて考えていかなきゃならないという形で、お互いプレッシャーを感じながら

やるという形になります。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質疑です。下期へ進めなかったら、この予算というのは満額支出されないということでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再々質疑にお答えします。

契約変更になりますので、額が減る場合もありますし、あるいは内容を変える可能性があります。実は関わっていただいている方の中で、地域情報化アドバイザーの方がいらっしゃるんですけども、その方の発言で、こういったプロジェクト、デジタル化プロジェクト、民間も含めて、成功確率3割ですというお話をいただいています。多くは途中でうまくこと変更できるかどうか、柔軟に変更できるかどうかで、そういった業者を選びなさいよというようなご指摘をいただいております。思ったとおりに最初から我々が机上の空論で決めたとおりに進むということはなかなかないことだそうなので、上期・下期で分けて、そこで方針を変更していくというような形で考えております。

◎議長（柴田浩行君） 15番 久世高裕議員の通告による質疑は終わりました。

お諮りいたします。議案質疑の途中ですが、午後2時20分まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後2時20分まで休憩いたします。

午後2時09分 休憩

再 開

午後2時20分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第2類の議案質疑を続行いたします。

通告による質疑は終わりました。

第2類について、他に質疑はございませんか。

13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、鈴木です。事前通告をしておりませんが、朝提出させていただきました件、2件、質疑させていただきます。

第19号議案です。議案書の137ページ辺りから始まっていくんですが、橋五子ども未来園、間もなく開園ということで、おめでとうございます。ただ、1年前の犬山南小学校の件もあり、開園後、スタート後にまたいろいろ出てくるのではないかと感じておりますが、出てきて当然だとも思っております。

その改修とか修繕とか必要が生じた場合の費用が、どこかに計上されているかの確認です。私が見たところ、137ページで、保育所管理費というのが743万円、めくっていただいて139ページで、保育所給食修繕料というのが180万円あるのと、141ページに橋五子ども未来園建設1億3,732万4,000円、この辺りに入っていくのかなと思うんですが、その改修、修繕の必要が生じた場合の費用がどこにあるのか質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質疑にお答えいたします。

鈴木議員がおっしゃられたとおり、137ページの保育所管理修繕費743万円の中で対応させていただきます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 分かりました。

139ページに、保育所給食修繕費というのがあるんですが、例えば、橋五子ども未来園の給食室を何やら修繕するということになっても、この今137ページの保育所管理修繕費の中から、充当されるのでしょうか。再質疑です。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩いたします。

午後2時22分 休憩

再 開

午後2時22分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開いたします。

答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質疑にお答えします。

保育所給食修繕費のほうは、釜だとか調理器具とかの修繕のことになりまして、建物に関するものは全て保育所管理修繕費のほうでお支払いすることになります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 釜とかと、それから建物とかは別だということは何となく分かりました。

もう1件、質疑いたします。同じ3款2項2目からですが、開園直前で、今、もうほぼほぼ工事も終わってきているところだと思うんですが、とはいえ、あと3週間ぐらいの間に、やっぱりここを直さなきゃいけないみたいなのところがひょっとしたらあるかもしれない。そういう場合、年度末のこの時期なんですが、今年度中に間に合えば今年度中にそういう工事をするのか、それとも、もうこの時期になったら、もう来年度に回していくのか。今の時期

に変えなきゃねっていうような案件が出てきた場合の対応の仕方を質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 2月末までに完了検査を終えて、今のところ無事終えてという形ではございますけれども、万が一、今後、何か不具合があった場合には、対応が必要となりますけれども、令和7年度の予算で対応していきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認めます。

よって、第2類、第19号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第3類、第20号議案から第26号議案までに対する質疑を行います。

通告順に発言を許可します。

最初に、7番 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 私からは第23号議案、令和7年度犬山市介護保険特別会計予算について、2点、質疑をさせていただきます。

4款3項2目、予算書の434、435ページになります。

以前も質疑をさせていただいたことがあるんですが、徘徊高齢者探知機利用負担金10万円についてですが、現在どのような機器を、この徘徊高齢者探知機としてされているのかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質疑にお答えいたします。

徘徊高齢者探知機利用負担金は、高齢者が所在不明の場合に、場所の特定ができるGPS機器を購入する際、その初期登録費用の最大1万円を助成する事業になっています。

現在、市が指定するGPS機器は2種類あります。普及型と高機能型の2種類あります。

普及型としましては、初期登録費用が6,380円、これは助成制度を活用すると実質負担金がないということになります。

高機能型のほうについては、初期登録費用が1万8,480円、助成制度を活用していただくと、助成後は8,480円のご負担ということになります。

あと月額使用料、これは全て自己負担となります。普及型は638円、高機能型は2,090円。何が違うかと言いますと、普及型のほうは、移動履歴が二、三分前のが把握できる。高機能型は、ほぼリアルタイムでそれが把握ができるといったところに差異があるといったものです。

以上であります。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。

2点目でございますが、現在、この探知機のほうですね、ご利用人数とか分かればお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 質疑にお答えいたします。

利用者数ですが、令和３年度は普及型が５名、令和４年度は普及型４名、令和５年度については普及型２名、令和６年度については、２月末時点になりますが、高機能型が１名ということになっております。

この利用状況のほうなんですけども、事業者、事業の利用者がＧＰＳを使った場合、その利用状況については市が把握することはできません。

ただし、利用者のほうから、高齢者の方が居場所が分からなくなったということを連絡を受ければ、警察への連絡を促したり、家族からの了解が得られれば、そのＧＰＳ情報や何かに基づいて公式ＬＩＮＥを通じ、情報提供の呼びかけを行ったりしたりについては対応をしております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） ７番 諏訪 毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、１３番 鈴木伸太郎議員。

◎１３番（鈴木伸太郎君） 何度もすみません、１３番、鈴木です。

第２６号議案、令和７年度犬山市下水道事業会計予算から３件の質疑させていただきます。

予算書の４９４ページです。収入の１款２項１目他会計補助金で、６億１,１６３万５,０００円が上がっていますが、令和３年度ぐらいから調べますと、毎年上がってきてると。令和３年度が４億８,０００万円、令和４年度、４億８,８００万円、令和５年度、４億９,６００万円、令和６年度が５億２,６００万円で、令和７年度が６億１,１００万円と増えてきてる内容、事情をご説明いただきたいです。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 質疑にお答えします。

令和５年度からの比較でお答えさせていただきたいと思います。

収益的収入及び支出予算の他会計補助金とは、汚水事業と農業集落排水事業に対する一般会計からの繰入金で、最初に、令和５年度から令和６年度の他会計補助金の推移についてです。

３,０５８万６,０００円の増額となっております。内訳としましては、汚水事業費分３,２１５万８,０００円の増額、農業集落排水分で１５７万２,０００円の減額となっております。

汚水事業分の増額の主な理由としましては、令和６年度は令和５年度の約２倍の延長のテレビカメラ調査を実施したことにより、委託料２,０１４万１,０００円の増、減価償却費が９３７万６,０００円の増加が、これは要因となっております。

続きまして、令和６年度から令和７年度についての推移です。８,４８５万６,０００円の増加となっております。その主な内訳としまして、汚水事業分として８,３０９万９,０００円の増額、農業集落排水分として、１７５万７,０００円の増額となっております。汚水事業分の増加の主な理由としましては、五条川右岸の処理単価が１立米当たり２.２円増加と、汚水処理量が増加、これ

に伴う流域下水道維持管理負担金6,373万3,000円の増額となったもの、減価償却費が2,461万9,000円の増額となったもの。

続きまして、農業集落排水事業につきましては、令和7年度から5か年の汚水処理運転業務委託を更新するに当たりまして、人件費及び薬品費の高騰により、委託料が184万1,000円増加になったものでございます。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） ちょっとまた後から詳しく調べてみたいと思います。分かりました。

2件目です。495ページ、支出のほうの1款1項2目雨水管渠費697万円というのは何でしょうか、お聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 質疑にお答えします。

五郎丸第2排水区の調整池の用地買収の契約時に必要な収入印紙が1万円と、内水ハザードマップ修正に係る委託料696万円です。内水ハザードマップにつきましては、平成30年度に作成した犬山市内水ハザードマップにて実施した浸水シミュレーションにおいて、作成後、市が実施した雨水事業の整備実績を取り込んで、内水ハザードマップを修正する、その業務委託です。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 確認です。再質疑です。

内水ハザードマップって、防災の何冊かある、あれを、この内水ハザードマップについては下水道の費用でやっているということでしょうか、確認させてください。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩いたします。

午後2時32分 休憩

再 開

午後2時36分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質疑にお答えをさせていただきます。

下水道や水路の能力を当然管理していくのは雨水管理者である、うちの部ということになりますので、それをシミュレーションしたということでの委託ということでありまして、付け加えて言えば、そのデータを防災のほうでハザードマップを作成しているということで、作るに当たってのデータを作成する、調査していくというのは、雨水管理者である下水道がやるべきものというふうに考えております。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 分かりました。

3件目です。499ページで、下水道の職員の方が来年度1名増になっております。一般質問とか、要は下水道ちょっとこれから大変だよねというところで注力されてるのかなとか思うんですが、1名増で、どのような職種の方が増の予定なのか、お聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質疑にお答えします。

予算書の職員数につきましては、予算作成時の職員数でありますので、前年度職員というのが、令和5年度になります。

今年度職員数というのは、令和6年度の在籍者を考慮して算出をしておりますので、岡議員の質問の中でも、今年度から1名増員していますというのは、今年度から、令和5年度から令和6年度に1名増員、現在既に1名増員をしているというような状況です。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 見方を間違っておりました。ということは、来年度は8、今年度も8、来年度も8ということでしょうか、再質疑です。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 議員のおっしゃるとおりで、どういった職種かという、先ほど答弁漏れがございましたので、こちらにつきましては、当然、設計ですとか監督をやっている技術職員を1名増員を今年度からしている状況です。

◎議長（柴田浩行君） 13番 鈴木伸太郎議員の通告による質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

続いて、第3類について、他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認めます。

よって、第3類、第20号議案から第26号議案までに対する質疑を終わります。

これをもって全議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案を、配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

令和7年2月定例議会常任委員会

付 託 議 案 一 覧 表

《総務委員会》

第1委員会室

議 案 番 号	件 名
第4号議案	犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第8号議案	犬山市職員の給与に関する条例等の一部改正について

第 9 号議案	犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第10号議案	犬山市職員の退職手当支給条例の一部改正について
第15号議案	犬山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
第18号議案	犬山市公平委員会委員の選任について
第19号議案	令和 7 年度犬山市一般会計予算 第 1 条の第 1 表 歳入歳出予算中 歳 入 総務委員会の所管に属する歳入 歳 出 1 款 議会費 2 款 総務費（5 項統計調査費のうち 5 目教育統計調査費を除く） 6 款 商工費（2 項観光費のうち 2 目友好交流費及び 3 目国際交流施設費） 8 款 消防費 11 款 公債費 12 款 諸支出金 13 款 予備費 第 2 条の第 2 表 繰越明許費 第 3 条の第 3 表 債務負担行為中 総務委員会の所管に属する事項 第 4 条の第 4 表 地方債（災害援護貸付金を除く） 第 5 条 一時借入金 第 6 条 預金債権と地方債債務の相殺 第 7 条 歳出予算の流用

《民生文教委員会》

第 2 委員会室

議 案 番 号	件 名
第 2 号議案	犬山市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
第12号議案	犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第14号議案	犬山市国民健康保険税条例の一部改正について
第19号議案	令和 7 年度犬山市一般会計予算 第 1 条の第 1 表 歳入歳出予算中 歳 入 民生文教委員会の所管に属する歳入 歳 出 2 款 総務費（5 項統計調査費のうち 5 目教育統計調査費） 3 款 民生費

	4 款 衛生費（1 項保健衛生費）
	9 款 教育費
	第 2 条の第 3 表 債務負担行為中
	民生文教委員会の所管に属する事項
	第 4 条の第 4 表 地方債（災害援護貸付金）
第20号議案	令和 7 年度犬山市国民健康保険特別会計予算
第21号議案	令和 7 年度犬山市犬山城費特別会計予算
第23号議案	令和 7 年度犬山市介護保険特別会計予算
第24号議案	令和 7 年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算

《建設経済委員会》

第 3 委員会室

議 案 番 号	件 名
第 3 号議案	犬山市附属機関設置条例の一部改正について
第11号議案	犬山市手数料条例の一部改正について
第13号議案	犬山市産業廃棄物保管の規制に関する条例の一部改正について
第16号議案	市道路線の廃止について
第17号議案	市道路線の認定について
第19号議案	令和 7 年度犬山市一般会計予算
	第 1 条の第 1 表 歳入歳出予算中
	歳 入 建設経済委員会の所管に属する歳入
	歳 出 4 款 衛生費（2 項環境費及び 3 項清掃費）
	5 款 農林業費
	6 款 商工費（2 項観光費のうち 2 目友好交流費及び 3 目 国際交流施設費を除く）
	7 款 土木費
	10 款 災害復旧費
	第 3 条の第 3 表 債務負担行為中
	建設経済委員会の所管に属する事項
第22号議案	令和 7 年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算
第25号議案	令和 7 年度犬山市水道事業会計予算
第26号議案	令和 7 年度犬山市下水道事業会計予算

◎議長（柴田浩行君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日13日から20日までは全員協議会及び部門委員会開催のため休会とし、21日午前10時から本会議を再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時39分 散会